

## お詫び

学習院大学大学院政治学研究科『政治学論集第 28 号』に掲載致しました論文に、誤記がありました。お詫び申し上げますと共に、下記のとおり訂正致します。

<論説>

聖俗の棲み分けとしての「政教分離プロセス」に関する考察ーイスラーム世界における新たな政教関係の構築に向けて

An Analysis on the Separation between the Church and the States as the Cohabitation of the Sacred and the Secular: *Toward the Reconstruction of the Relations between Politics and Religion in the Islam World*

著者：田中 聡一郎

掲載号：『政治学論集第 28 号』（2015 年 3 月）、掲載ページ：pp.81 - 139.

1、p.110. 14～15 行目

【誤】

“Woman in national parliaments”

【正】

“Women in national parliaments”

※以後、同資料について言及している p.116 - 117、及び脚注 70 についても同様

2、p.114. 8 行目

【誤】

過去 13 年間における

【正】

過去 14 年間における

3、p.117. Table3：事例対象国の議会における女性議員数一覧

【誤】

Yemen. Rep.の Upper House or Seneta のデータが欠落

【正】

Upper House or Seneta の 111 議席中、女性議員は 2 議席、占有率は 1.8%

【追記】

本論にて抜粋及び考察を行っている資料は、Inter-Parliamentary Union HP “Women in national parliaments”の 2014 年 10 月 1 日のものを使用

その他、誤記などがございましたらご指摘をお願い申し上げます。

以上

[論 説]

聖俗の棲み分けとしての「政教分離プロセス」  
に関する考察  
——イスラーム世界における新たな政教関係の  
構築に向けて——

An Analysis on the Separation between the Church and the State  
as the Cohabitation of the Sacred and the Secular:  
*Toward the Reconstruction of the Relations between Politics and  
Religion in the Islam World*

田中 聡一郎

[論 説]

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 本論における仮説と目的：イスラーム主義と世俗主義の関係性の再考
- 第3章 先行研究の検証：3つの議論とその特徴について
  - 3.1 本稿における「イスラーム主義」と「世俗主義」の定義
  - 3.2 先行研究の検証
  - 3.3 先行研究の3分類
  - 3.4 小括
- 第4章 本論における研究方針：「政教分離プロセス」の有効性について
  - 4.1 先行研究の問題点について
  - 4.2 「政教分離プロセス」に求められる要素：先行研究との関係性から
  - 4.3 本稿の視点：政教分離プロセスの有効性についての論考
    - 4.3.1 政教分離の概念の有効性について
    - 4.3.2 問題の解決にむけて：「政教分離プロセス」の適用
  - 4.4 小括
- 第5章 「政教分離プロセス」の条件と事例対象国における状況
  - 5.1 「政教分離プロセス」の条件
  - 5.2 イスラーム世界における「市民社会」の成熟度の検証
    - 5.2.1 「政治的自由度」についての検証
    - 5.2.2 「識字率」についての検証
    - 5.2.3 「GDP成長の推移」についての検証
    - 5.2.4 「女性議員数」についての検証
  - 5.3 小括
- 第6章 考察
- 第7章 今後の研究方針について
- 文献、資料一覧

## 第1章 はじめに

「アラブの春」から3年が経過したが、当初の「民主化ドミノ」への期待感は影を潜め、アラブ地域においては未だに内紛や独裁政権による市民の弾圧が継続している。直近の事例を挙げるだけでも、シリア内戦、リビ

アの無政府状態の継続、ガザ紛争、そしてシリアとイランの国境を突破して展開し、カリフ制の復活を掲げる「イスラーム国<sup>1</sup>」など、事態の深刻さは増す一方であると考えられる。

このようなアラブ地域における政治的な混乱状態を如何にして理解すべきなのであろうか。現代中東の政治問題を論じる際には、宗教と政治の関係が中心的議題の1つとなる。その最も一般的な議論として、イスラーム主義と世俗主義の対立、或いは両者のバランスから現代の中東を読み解こうとする研究アプローチが存在する。

このような読解において典型例として挙がるのは、現代トルコである。トルコではトルコ軍による実力を用いた強力なイニシアティブにより、地域の中では異例とも言える世俗主義に基づく国家建設が進められてきた。その一方で特に1980年代以降、親イスラーム的な勢力が経済開放政策や、複数政党制に基づく民主化過程の進展を通じて勢力を拡大し、2002年からは公正発展党（以降AKPと表記）が政権与党に就任している。現代のトルコ政治は、まさにイスラーム主義と世俗主義の2勢力のパワー・バランスが反映されたものとして捉える事ができると言えよう。

しかし、昨今において両陣営は共に国民からの支持が低下しており、従来の枠組みに変化が生じつつあると考えられる。イスラーム側ではAKPが経済政策にて高い評価を得る一方で、その宗教政策に対し批判が強まっている<sup>2</sup>。例えば、首相から昇格したエルドアン大統領の独裁化傾向に対する批判に、スルタンというかつてのオスマン・トルコ帝国君主の名称が用いられている事からも明確に把握する事ができよう<sup>3</sup>。

他方でトルコ軍も、今や国民からの無批判な支持を集める事は極めて難しいと思われる。トルコ軍はかつて世俗主義の「守護者<sup>4</sup>」として過去4回に渡り民政介入を正当化してきた。しかし2010年の憲法改正におい

[論 説]

て、軍関係者の行動に対する遡及的な訴追を禁じた臨時 15 条が削除された事で、過去の軍の行動に対しても法的な再評価が可能となった<sup>5</sup>。その結果、参謀総長として 1980 年クーデターを牽引したケナン・エヴレンに終身刑が求刑<sup>6</sup>されるなど、トルコ軍のイニシアティブの総体的低下が如実に現れていると考えられるのである。

以上におけるトルコの事例からは、従来のイスラーム主義と世俗主義とが、それぞれ国民の一部から支持を受けて対立し合うという従来の枠組みでは、現代イスラーム世界<sup>7</sup>が抱える問題の構図、或いは宗教と世俗的政治体制との関係性を正確に把握する事が難しくなりつつあると言う事が示唆されていると思われる。

この従来の枠組みは、近代西欧における世俗化 (Secularization) などの概念の延長線上に存在していると考えられる。よって本稿ではイスラームを含めた宗教と政治の関係性について論じた各種研究アプローチの特徴及び問題点を明確にし、そこから現代のイスラーム主義と世俗主義との関係性をよりの確に論じる為の、新たな研究枠組みを提示する事を目的とする。

尚、本稿において、議論の中で使用する概念、組織名、人物名などは基本的に英語での表記及び略称を用いる事とする。

## 第 2 章 本論における仮説と目的：イスラーム主義と世俗主義の関係性の再考

本稿の仮説として、「イスラーム主義と世俗主義の関係性を考察する上において、「政教分離プロセス」が有効である。」を提示する。「政教分離プロセス」が持つ意味などに関しては第 4 章にて詳述する。

次に本稿の目的について、第 1 章にてトルコの事例を通じて論じた様に、イスラーム主義と世俗主義の関係性について従来の図式の無効化を受

け、新しい図式を提起する事を提示する。現状において、両者の関係が内包している問題の核心とは、イスラーム世界の各国で大衆化が進展した点にあると考えられる。20世紀の中頃に多くのアラブ諸国が独立を果たすが、その際に国家運営を担ったのは植民地時代に西欧型の教育を受けたエリート層であり、彼らはイスラーム主義に懐疑的であった<sup>8</sup>。しかし、教育の普及や経済の段階的な発展により、従来のエリート層以外の市民から発せられるプレゼンスが大きくなった事、更にはその過程で宗教が彼らの社会的紐帯として認識された事が、イスラーム勢力を既存のエリート層に対するオルタナティブとして躍進させた理由として指摘できる<sup>9</sup>。ここで、イスラームはもはや社会における自己表象の1つとなっており、原理主義の様なイデオロギーを内包していないと思われる。他方で、そのイスラームを紐帯とした団結力は、依然として世俗派エリート層から原理主義的な反体制運動として懸念されて来た<sup>10</sup>。この様な両者間の認識の食い違いが相互の疑念を大きくし、価値観が浮動しやすい社会の中間層に影響を与えた事で、今日のトルコに代表されるイスラーム派と世俗派の双方における支持の低下に繋がっていったと考えられるのである。

以上より、この「イスラームが政治において重要な役割を果たしながら他方でそのイデオロギー性を喪失していく過程」の観点のもと、本稿では先行研究との比較を通じて、政教分離の枠組みをイスラーム主義と世俗主義の関係についての新たな図式として捉え、その有効性を証明する事を目的とする。

ここで幾つか議論を展開していく上で重要と考える言葉について述べる事とする。まず政教分離を世俗主義から区別して扱う事とする。本稿において、現代のイスラーム世界が常に直面して来た中心的課題は、宗教（イスラーム）を排除するのではなく、どの様に政治及び国民意識の中に定義

## [論 説]

付けるべきか、という点に収斂するとの認識に立脚している。よって世俗主義の様に宗教を公的な空間から排除するのではなく、宗教と世俗の中間に立ち、両者の役割を明確に区分するアプローチ方が必要となるのであり、それを成し得る概念として政教分離に注目するのである。

次に“プロセス”について、本稿ではある概念を用いて特定の事象を検証する際に、その概念が想定する決着点を重視し、そこに至るまでの多様性を包括した道程の意味に用いる事とする。即ち政教分離に対する理解や、その実践方法には各国において差異が生じているとしても、最終的に宗教と政治の間における役割のコンセンサスが確定されると言うダイレクションに注目し、その全体的な傾向から議論を展開すると言うものである。

更に議論の中で、あるアプローチや概念が「有効である」或いは「有効性がある」と表現する場合、それらはアプローチや概念が特定の事象や課題を論じるに際して、一定の解決案を提示する事が可能である、又はその可能性を内在していると言う意味に用いている。

上記を踏まえた上で、第3章以降において先行研究とその問題点、それに対する政教分離プロセスの有効性、及び現在のイスラーム世界における適応可能性について詳細に考察していく事とする。

### 第3章 先行研究の検証：3つの議論とその特徴について

第3章において先行研究の検証を実施する。検証に入る前段階として、本稿における議論の中心を占めるイスラーム主義 (Islamism) と世俗主義 (Secularism) の2つの概念と、そこから派生する概念に関し、明確な定義付けをしておく必要があると思われる。

以下において本稿における其々の定義について論じる事とする。

### 3.1 本稿における「イスラーム主義」と「世俗主義」の定義

イスラーム主義 (Islamism) には類義語として、イスラーム復興 (Islamic revival)、イスラーム原理主義 (Islamic fundamentalism)、親イスラーム (pro-Islamic) などの言葉がある。しかし、本稿では一括してイスラーム主義という概念を用いる<sup>11</sup>。なぜならば、これらの語は現実世界の政治においてイスラーム的価値観をそれらに内在化させ、同時に社会においてその価値を実現する為に<sup>12</sup> 実際的に行動する事を是とする運動であるという点で共通していると考えられるからである<sup>12</sup>。

そこからイスラーム政党とはシャリーア適応の是非など、細部における程度に差こそあれ、イスラーム主義に基づく国家建設に賛意を示している政党とし、イスラーム派とはそれらを支持する集団と定義する事とする。

次に世俗主義 (Secularism) について定義する。Asad, T. は、“Secular” とは、無神論から区別された、独立した個人に基づく統治を行う志向を形容する言葉であるとしている<sup>13</sup>。また世俗化 (Secularization) と近代化 (Modernization) は、ほぼ同様の意味に用いられる事が多いが、それは欧米における歴史的変遷が影響しているためであると考えられる<sup>14</sup>。特にトルコでは近代化と西洋化 (Westernization) は同義語として扱われている<sup>15</sup>。

よって、本稿において世俗主義を、公的空間における統治に特定の宗教的価値観を導入する、又は尊重する事に反対し、市民自身の代表者による自律的な政治運営に基づく統治形態を是とする概念であると定義付ける事が可能になると考えられる<sup>16</sup>。次に世俗派とはそれらを支持する勢力と理解できよう。加えて、世俗化と近代化は本来において区別されるべきであるが、世俗化が近代化と一体となって普及した概念であるという経緯から、本稿では近代化の要素も世俗主義の定義の一つに含む事とする。(よ



[論 説]

って本稿では「世俗化」を「近代化」と置き換えて活用する場合がある。）

### 3.2 先行研究の検証

それでは、従来においてイスラーム主義と世俗主義の関係はどのように論じられてきたのであろうか。現代政治における各種イスラームの諸問題、即ち世俗化、国境、宗派对立、経済発展などの要因は、18世紀以降における欧米からの近代化の影響を通じ、イスラーム世界にもたらされたと考えられる。なぜならば、その当該イスラーム世界において長期にわたり影響力を保持し、最後のイスラーム帝国としてカリフ制を継承してきたオスマン・トルコ帝国（以降オスマン帝国と表記）は、欧州の一部をその範囲におさめるなど、東洋と西洋の狭間において近代化の潮流をダイレクトに受けて来た歴史を持っているからである<sup>17</sup>。

この事から、近代においてオスマン帝国が直面した課題は、イスラーム世界として解決すべき課題に極めて類似したものであったと考える事ができるであろう。そしてその課題とは、前述の西欧において発展した国民国家や産業化などの近代化から派生する各種問題を如何に改革し、解消していくのかというものであり、まさに現代に至るまで多くのイスラーム世界にて誕生した“国家”における改革の中心的課題であったと考えられるのである<sup>18</sup>。

<オスマン帝国最大範囲図>



(出典) 設楽・齋藤 (2014)<sup>19</sup>などを参考に筆者作成

上記に関連する議論は多くの先行研究において踏襲されており、様々な方面から検証がなされていると同時に、考察の枠組みに関していくつかの類型が存在していると思われる。そこで、宗教（イスラーム）と近代化の関係性について先行研究ではどのような観点から論じられてきたのかに関し、その特徴を体系的に整理し検証を試みる必要があると言えよう。

### 3.3 先行研究の3分類

従来におけるイスラームを含む宗教と世俗化（近代化）の関係性に関する議論について、個々の議論の方向性及び特徴を整理した上で、本稿では次の「A：イスラーム対西洋の二項対立論（以後、二項対立論とも表記）」、「B：ナショナリズム論」、「C：アイデンティティ論」の3つに分類し、其々について検証を実施する。尚、これらは本稿の議論に則して筆者が独自に分類、呼称したものであり、これ以外の分類が存在する事を否定するものではない。

### A：イスラーム対西洋の二項対立論

「イスラームと西洋の二項対立論」の論者は、イスラームの特殊性或いは後進性に注目し、それらと近代欧米の世俗主義の概念を比較する形態をとる事が多いと考えられる。最も一般的な議論として、世俗的で民主主義的な国家の建設に成功した西洋と、それが未達成の非西洋とに区分し、前者を戦争に解決策を求めない平和的な世界と定め、後者の未だに不安定でパワーポリティクスが支配する世界と対比する説が存在する。この議論においてイスラーム世界など第三世界が後者に含まれる事は言うまでも無いであろう<sup>20</sup>。そこからさらに明確に「西洋世界＝先進」、「イスラーム世界＝後進」と言う構図を提示し、イスラーム世界が「没落」した理由について、近代化の受容という歴史的観点から、自己批判なき他者への責任転嫁による受け身の体制が、彼らの後進性を招いたとする議論がなされている<sup>21</sup>。

反対に、東洋人（オリエンタル）の「非合理性」、「下劣性」などのインテリビリティ、或いは東洋の後進性の認識に関し、それらは西洋（ウエスタン）列強国による植民地支配の確立の為に、民族学や比較解剖学、更には文学を通して複合的に表象され、恣意的に内在化された概念であると指摘する議論も注目に値する<sup>22</sup>。

日本においてもイスラームと西洋の関係について、この二項対立論に準ずると考えられる立場から幾つかの議論がなされている。それらの特徴として、イスラーム世界に対して欧米の論者と比較し、中立的な立場から議論が行われている点が挙げられよう。多くの論者はイスラーム教義を地域的、歴史的な特性として把握し、欧米とは違った文化体系として理解しようとして試みている<sup>23</sup>。

## B：ナショナリズム論

ナショナリズムに関する議論は西洋の近代化をモデルとして、ナショナリズムを種族や宗派などにより規定された所与の概念ではなく、歴史的、政治的過程における精神的原理に依拠した人工物として捉えている点で共通している<sup>24</sup>。その他にも、人間の「集団同一化」の傾向に着目し、集団の内部にて「我々集団」と「外敵」を心理的に分断する事が、他者を排除する体系としての「民族」形成の原因とする議論などが存在する<sup>25</sup>。

次に、農耕社会から産業社会への転換をナショナリズムの発展の契機とする説も注目できる。この議論は、産業社会の成立に伴い個人を「規則性」と「効率性」の精神を重要視する、一元的文化体系へと組み込む流れが生じ、その為の膨大なインフラストラクチャーの維持を引き受ける主体としての国家を主張する。またその社会では、それまで聖職者階級に独占されていた宗教など精神的な価値体系に、領域民全体が関与し始める事で世俗化が進展するとされる<sup>26</sup>。

他方で宗教を民族の構成要素とする議論も存在している。それは、宗教の委託を受けないと考えられていた「世俗的ナショナリズム」に宗教的側面、及び両者の共通点を見出すものである。そこでは秩序の面から両者はコミュニティを接合する事が可能だが、宗教は「世俗的ナショナリズム」に容易に内包されない為、周縁化された宗教によりその優位性のもとに国民国家との融合を図る、「宗教的ナショナリズム」が形成されたと論じられている<sup>27</sup>。

## C：アイデンティティ論

「アイデンティティ論」は、研究対象とする社会において共有されている宗教ファクター（教義、規範など）が、関係するアクターの行動をどの

## [論 説]

様に方向付け、またアクターの行動の結果として形成された社会的制度、  
或いはシステムに如何なる意味を付与したのかに関して注目している。

まず近代において、世俗化が進む社会における宗教の意味に注目した議  
論として、それらを教会権力から区別し個々の人間による純粋な信仰への  
移行、又は回帰から論じる「市民宗教」の概念が存在する<sup>28</sup>。

次に宗教が社会的なアクターの行動に与える影響について、具体的な近  
代的観念に繋げて論じた議論として、宗教教義の持つ倫理（エートス）が  
社会通念の構造形成に大きな意味を持っており、その社会が教義から解放  
（世俗化）された後も、かつての枠組みが既にアクターに内在化されてい  
る為、アクターの行動規範に教義に基く倫理が色濃く反映され続けるとす  
る説が注目できよう<sup>29</sup>。ここから更に発展し、社会学の視点から宗教表象  
を、集合的実在を表す「集合表象」とする議論、及び世俗化を宗教の超越  
性が現世的な要素との関係の中で「制度化」されていくものだとする議論  
が展開されている<sup>30</sup>。

### 3.4 小括

これまでの議論において、イスラーム主義と世俗主義の関係性について  
論じた先行研究をA～Cに分類し、その代表的議論の特徴について検証  
を行った。3つの議論をまとめると、次の様になると考えられる。

Aの「イスラーム対西洋の二項対立論」は、イスラーム（主義）を世俗  
主義の確立した西洋と対置し、「西洋世界＝先進」、「イスラーム世界＝後  
進」の基本構造のもと、現代イスラーム世界における近代化の課題につい  
て論じている点が特徴であった。次にBの「ナショナリズム論」では、  
近代的個人は社会的紐帯とし「国民」及び「民族」に所属する事が想定さ  
れ、前近代社会におけるイスラームの様に普遍性を持つ宗教の役割は、国

民の構築と接合に貢献する場合を除き「民族」の構成要素から排除されている。最後にCの「アイデンティティ論」は、ある社会におけるアクターの行動や、そのアクターが社会システムから受ける影響にフォーカスし、宗教との関係では公的、私的な領域において、宗教倫理がどの様にアクターの行動に内在化されていくのかを問うものであった。これらの議論はそれぞれの論点からイスラーム主義と世俗主義との関係について、一定の見解を示し得るものであったと言えよう。

第1章で言及したトルコの事例からも明らかである様に、従来におけるイスラーム主義と世俗主義の関係性について、主に先行研究A、又はBからのアプローチ方が採用されてきた事が理解できる。それらは西洋の近代化をモデルに、公的領域からイスラーム教義とそれに準ずる概念を排除し、政府による宗教のコントロールを目指すものであった<sup>31</sup>。またCも、そのコンストラクティヴィズム的な視点が注目され、幾つかの文献で活用されている。

次章において、これら先行研究の枠組みを第2章にて挙げた現代イスラーム世界が抱えている課題に当てはめた際に、如何なる未解決の点が残るのか、また新たな研究枠組みである「政教分離プロセス」を導入した場合にどのような利点が見出されるのかに関し詳述する事とする。

#### 第4章 本論における研究方針：「政教分離プロセス」の有効性について

本章では先行研究における問題点を指摘した後、本稿で提示する「政教分離プロセス」の立脚点について、それらとの関係性を通じて明示する。そしてフランスの「ライシテ」などに関する議論を参考に、「政教分離プロセス」の有効性に関し、詳細に論じていく事とする。

#### 4.1 先行研究の問題点について

既に述べた様に、現在のイスラーム社会における政治と宗教の問題の核心は、政治活動においてイスラームが信仰へのシンパシーから動員<sup>32</sup>や、組織的な連帯などの側面で重要なファクターとして認識されているにも関わらず、社会や個人の行動をベースに見た場合に、そのイデオロギー性が失われつつある点であると考えられる。この問題に対し、先行研究A、B、Cの研究枠組みからのアプローチではどのような点が未解決になるのかを検証する。

Aの「二項対立論」は、近代化、民主化、世俗化が西洋化とパッケージとなって考えられている為に、これらがイスラーム世界でも進展しつつある一方で、イスラーム勢力が政治や社会において強い影響力を保持し、高学歴層がイスラームに自己アイデンティティを見出す現在の状況に対して、正確な解答を出す事が困難であるという問題を内在していると言えよう<sup>33</sup>。他方で、日本におけるイスラーム主義を地域の文化的な特性に根ざした運動とする見方は、西洋化から距離を置いた研究視野を構築する点で価値のあるものであるが、イスラーム世界に浸透しつつある普遍的な近代化や民主化の動き（即ち殖産興業や議会制の導入など）を、とすれば「特殊性」の議論の中に埋没させてしまう危険性をはらんでいると考えられる<sup>34</sup>。

次にBの「ナショナリズム論」は、イスラーム世界全体を通じて国境線が確定し、かつての“アラブの大義と団結”の非現実性も明らかとなった経緯から、一定の正当性を確認できる議論であると言える<sup>35</sup>。しかしそもそも、これらの国境の多くが19世紀以降における西欧列強国の植民地政策の中で決定されたものを内在化したものであり、成り立ちにおいて西洋との相違が存在している点を考慮するべきであると考えられる。またこ

の議論では、国民の多数を占めるムスリムが、概して信仰としてのイスラームを重要視する傾向について明確に説明をする事ができない。加えて宗教とナショナリズムを繋いでいた「宗教ナショナリズム」も、イラン革命が輸出される事がなかった事から、説得力に欠けるものであると言わざるを得ないであろう。

Cの「アイデンティティ論」は、イスラームのイデオロギー性が低くなり、信仰が個々のムスリムが自己表出をする手段となりつつある現状において、3つの先行研究の中で最も有効な研究アプローチであると考えられる。しかしアイデンティティ論は、宗教の存在価値の内在化という言葉はアクターの内面に重点をおいたコンストラクティヴィズム的なアプローチを取り入れている為に、ある社会にて確認された効果が本当に政策形成に先行するものであったのか、或いは何が主たる原因として内在化が進んだのかという点が不明確になってしまう問題を抱えていると言えよう<sup>36</sup>。また、宗教教義の倫理が実際にどこまで市民の間で普及し、理解されていたのかについても疑問が残る。

以上において、現代におけるイスラーム世界が直面している、A～Cの先行研究の枠組みでは解決する事が出来ない問題点について検証を行った。本稿ではこれらを解消する為に、新たな研究枠組みとして「政教分離プロセス」を挙げる訳であるが、具体的にこの枠組みにはどのような要素が求められているのかについて、次項の議論を通じ検証する。

#### 4.2 「政教分離プロセス」に求められる要素：先行研究との関係性から

本項では「政教分離プロセス」には具体的にどのような研究における要素が求められ、またこのプロセスは先行研究と如何なる概念的な関係にある



[論 説]

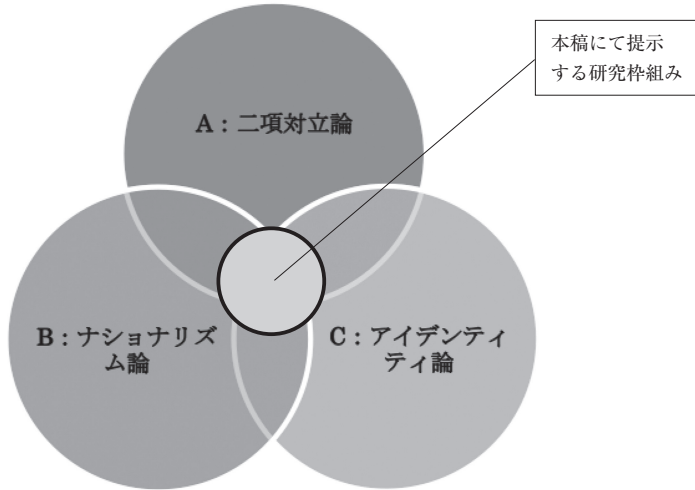
べきなのかについて論じていく事とする。

イスラーム世界は、特に 80 年代以降において政治、経済、社会のファクターが複雑に連環し合った環境変化の中で、現状における問題を顕在化させていったと思われる。また同時にグローバル化の流れの中で、イスラームは民主主義などの近代的な価値観とシステムを、部分的に内包して来た事も影響していると考えられよう。よって、この問題に解決策をもたらし得る研究アプローチとして、地域性や民族性を十分に考慮しつつも過度に傾斜する事なく、それらと西洋の価値観との関係性を包括的、且つ論理的に議論する事が可能な枠組みが必要とされていると考えられる。

それは第一に A、B、C の各先行研究について明らかとなった其々の問題点に応答するものであり、第二に 3 つの先行研究の枠組みを貫徹してその軸となる概念を継承しつつ、同時によりニュートラルな視野を持つものでなければならないであろう。なぜなら先行研究は違った議論のダイレクションを持ってはいるものの、共に近代化を通じた社会変動の中で構築されたものである。そして更にその流れの先における議論を展開する以上、先行研究と幾つかの共通項を内在している必要があると考えられるからである。

三つの先行研究は互いに無関係ではなく、研究視野が重なり議論が活性化している箇所が確認できる。その箇所こそが宗教と政治を論じる上で基軸となってきた部分であり、「政教分離プロセス」においても含まれるべきポイントであると考えられる。次ページの概念図は上記の議論を可視化したものである。概念図で示すところの三つの大円が重なりあう中心部の小円は、先行研究との関係の中で本稿の提示する「政教分離プロセス」が位置する場所を示している。

<先行研究と本稿における研究枠組みの関係概念図>



(筆者作成)

Aの「二項対立論」とBの「ナショナリズム論」は、共に欧米における18世紀以降の近代化過程を其々のダイレクションから論じているが、中でも民主化と国民国家を議論の中心に据えている点で共通していると言えよう。しかし既述した様に、これらの概念は今や欧米に限ったものではなく、イスラーム世界を始めとする非西洋政界においても社会の基本的な枠組みになりつつあると考えられる。また「アラブの春」の成果として、集合した市民の声のパワーが認知された。この事から将来的に同地域にて民主的な国民国家の概念がより大きな比重を持つ様になると予想されるのである。

BとCの「アイデンティティ論」では、Bの議論の中心であるナショナリズムが、近代以降において自己表象の1つとなっていった点が注目される。Cの議論との関係から、ナショナリズムの発展と共に自己の所属を

[論 説]

明示する事が個人が社会で認知される為に重要となり<sup>37</sup>、国籍などのナショナリティがアイデンティティとして理解される様になったと考えられる。よってグローバル社会において、宗教などの他のファクターがアイデンティティとして認知される事が予想され、また従来のナショナリティと合わせて複数のアイデンティティが1人の個人に内在化される事があり得ると言えよう。

AとCの議論からは、近代化に間主観的な視野を導入する事が可能となるであろう。アイデンティティの議論において、アクターが社会に与える影響と、社会システムの変化がアクターに与える影響とが相互に考慮されている為、それらは間主観的な立場をとる。「二項対立論」におけるサイドの議論は非西洋から西洋への議論の方向性を表すものであり、Cの間主観性を近い概念の存在を提起している。グローバル社会において、イスラーム世界は欧米の価値観との関係から自己のアイデンティティを構築している側面があり、そこに教義の非絶対化と外部の価値観との融合を見るのである。

これまでの議論を通じ、先行研究との関係から「政教分離プロセス」の中心に配置されるべき概念とは、次の「民主的な国民国家の構築」、「自己表象の1つとしての宗教」、「価値観の間主観性」であると考察できる。

上記の点を考慮に入れ、次節において「政教分離プロセス」についてイスラーム主義と世俗主義との関係性を論じる上での有効性について検証していく事とする。

#### 4.3 本稿の視点：政教分離プロセスの有効性についての論考

前章における世俗主義の定義を通じ、本稿において政教分離の概念と世

俗主義を区別する事を明示した。この政教分離の概念が本稿の以下における議論の中核をなす事となる。「政教分離プロセス」がイスラーム主義と世俗主義の関係性の研究枠組みとして有効性を発揮する為には、前項にて提示された3つの概念と、それに加えて新たな研究視野が内包され、またそれらの点がよりニュートラルな視野から扱われている事が必要になると思われる。

よってまず政教分離の概念に関し、それが如何にして世俗主義から分離されるのかについて論じる。次に「政教分離プロセス」が内包していると考えられる概念とその有効性に関して詳述する。そして最後に本論の論考において明確化された有効性が、具体的に先行研究における問題の解決にどの様に貢献し得るのかについて述べる事とする。

#### 4.3.1 政教分離の概念の有効性について

世俗主義、政教分離などを表現する言葉として「ライシテ」というフランス由来の言葉が活用される事がある。多くの議論において「ライシテ」とは「脱宗教化」の意味で理解されている。三浦信孝はフランスの宗教社会学者であるボベロ, J. の理論的貢献として、脱宗教化（ライシゼイション）の概念を世俗化から明確に分離した点を挙げている<sup>38</sup>。ボベロの議論は、世俗主義について市民社会の文化や習俗において、宗教が「減退」していく過程として捉えており、複数の宗教が政府により認可され、その存在価値が否定される事なく行政が中立を保つ「ライシテ」とは別個の概念として論じている点が注目できる<sup>39</sup>。ここでボベロは現代のフランスを、政府が一定の宗教やその宗教的権威と結びつく事なく、また公的空間においてそれらを表象する事を避けつつも、私的空間においてその存在価値を認めると言う「脱宗教化」の流れの中に見ていると考えられよう。

[論 説]

次にゴーシェ, M. は積極的に政教分離の概念を活用し、宗教と政治の関係について議論を展開している。ゴーシェは近代における民主化の過程を「宗教からの脱出」と、神による他律から人間による「自律の計画」の中に見る。そして民主主義は「反教権主義の感興」から洗練され、自由主義と共和政体のもとで、宗教に対抗するイデオロギーとして構築されていったと主張する<sup>40</sup>。しかし、ゴーシェはここで宗教と世俗を対立する概念ではなく、あくまで「分離」の関係に配置している事に注目するべきである。民主主義において私的な個人が公的な国家から分離、独立する構図と同じものを用いて、神学世界から人工的国家は分離されるのである。

ゴーシェは上記の議論を前提として、現代における政教関係、更には民主主義の在り方について言及している。即ち、20世紀を通じて宗教(教会)と政治との分離が進展した事、同時に市民の価値観の多様化の中で「一般意思」の概念が陳腐化した事により、民主主義は宗教価値も含めて「ニュートラル」で私的な価値表象の空間になったと指摘する<sup>41</sup>。そのニュートラルな民主主義において、宗教は価値体系の一部として取りこまれ、ゴーシェの言葉を借りれば「此岸」と「彼岸」の区別が無くなるとされる。そして、そこでは宗教さえも社会的な自己アイデンティティとして認識される様になるとしている<sup>42</sup>。一連の議論から、ゴーシェは近代化の過程を社会状況や個々人の選好に根差した、宗教の間主観的な価値観への変容として認識していると考えられる。近代化の過程を通じて宗教はその役割を劇的に変化させたとしても、公的空間から排除される事はないのである。

ボベロとゴーシェの議論からは、政教分離の概念が近代以降の世俗社会における宗教の在り方を問う過程の中で、中心的な役割を担ってきた事が理解できる。これらの議論は、宗教と世俗社会の「棲み分け」に際してどこで妥協点を見出すのかという点に収斂するものと考えられる。現実にお

いて宗教は、多くの国で信仰の対象としてその地位を維持し、道徳的な規範として機能し続けているのであり、当該概念の普遍性を明確に表していると言えよう<sup>43</sup>。よって政教分離の概念は欧米に限定される事なく、イスラーム世界など非欧米社会の聖俗関係においても適応させる事が可能であると考察できるのである。

上記の議論から政教分離の概念について、宗教の役割を公的領域から分離しつつ、私的領域においてその価値を尊重するという「脱宗教化」の観点から、世俗主義とは区別されるべきであると言う事が明らかとなった。また「民主的な国民国家の構築」、「自己表象の1つとしての宗教」、「価値観の間主観性」の3つの基本概念を内包しており、更にニュートラルな視野を以て議論を進展させ、聖俗の「棲み分け」による聖俗の均衡が新たな概念として提示されていた。ここで聖俗の「棲み分け」とは、公的空間において教権的統治を排除しつつ（世俗化）、引き続き私的空間における信仰の保障と、自由主義と結合しアイデンティティと化した宗教の公的表象の受容（寛容）までの一連の推移を指しており、これは本稿で意味するところの“プロセス”に符合するものである。

以上から「政教分離プロセス」が現在におけるイスラーム主義と世俗主義の関係を包括的に理解する上で、最も適した研究枠組みであると考察されるのである。

#### 4.3.2 問題の解決にむけて：「政教分離プロセス」の適用

それではこれまでの議論の確証を更に高める為に、先行研究の問題点について「政教分離プロセス」が具体的にどの様な解決策を提示できるのかについて論じていく事とする。本稿では先行研究と対応させる為、先行研究の問題点に対する「政教分離プロセス」のレスポンスをそれぞれA、

[論 説]

B'、C' と表記し議論を進める事とする。

A'：より普遍的な観点からの研究の実施が可能となる。

政教分離は近代化に際しての人間の自律的統治と普遍的な反教権主義をその概念的な基盤としている。これにより欧米世界が最も著しい近代化を成し遂げた理由について、西洋世界の近代化への適合性や非西洋世界の後進性からではなく、近代西洋世界が世俗的統治を行うに適した社会的な環境を、早期に揃える事ができたからであると言う点が挙げられるであろう。

そもそも西洋においてもフランス革命以降、世俗的な統治の方法について多用な試みがなされてきた<sup>44</sup>。ベラーは、初期イスラームは先進性のある世俗的な思考を既に持ちながら、「社会的下部構造」とのミスマッチがその確立を阻んだと指摘する<sup>45</sup>。この事から、そのミスマッチが解消に向かえば、西洋以外の地域において宗教と世俗権力との分離が起きないとは言いきれず、またそれは宗教が衰退する事を意味しないと考えられる。

よって、「政教分離プロセス」をイスラーム主義と世俗主義の関係についての考察に適用しその進展状況を検証する事で、イスラーム世界の聖俗境界における認識の変容、及びそれに反映される社会的な認識などについて、西洋の価値に限定される事なく、より中立的で客観的な視野からの検証が可能になると考察できるのである。

B'：近代化過程における宗教の立脚点の明確化する。

前項でのゴーシェの議論からは、ナショナリズムと宗教的価値観が並立可能である事が示唆されていると考えられる。フランス革命は、共和主義のフランス人を構築する過程であり、そこにはフランス・ナショナリズムが常に介在していた。

イスラーム世界において、宗主国に対する抵抗運動の中心を担った“Arab-Islam stratum”と呼ばれた階層にとり、ナショナリズムは無視できない重要なファクターであったとされる<sup>46</sup>。Roy, O. はより端的にイスラーム主義運動について、超国家的な運動を提唱するも、最終的には個別の主権国家の利益を優先する方向に（即ち欧米型の主権国家体制の方向に）収斂していくと指摘している<sup>47</sup>。

これらの議論からは、イスラームの主義の「非現実性」と言うよりも、むしろ現代においてイスラームとナショナリズムの概念は不可分であり、両者間での役割の分掌により関係の安定性が保たれている事が示されていると考えられよう。よって現状における問題の本質として、イスラーム世界の各国において、諸国家の状況に則してイスラームがどの様にカスタマイズされ社会に受容されているのかが問われていると思われる。そこでは「政教分離プロセス」は諸国家内における宗教の立脚点を明確にできる点において非常に有効であると考えられるのである。

C'：具体的なアクター間の相互作用から全体構図を把握する。

ゴーシェの議論からも確認できた様に、信仰は民主化と自由化が発展した現代において、公的空間における自己のアイデンティティ表象として一層認知される様になったと言える。しかしその為には、宗教がアイデンティティとしての役割を市民に求められるようになるまでの経緯の考察がなされるべきである。主に政治、経済、社会（文化）の一連の事象から構成されるこの課題に取り組む為には、総合的な研究視野を持った具体的なメソッドを示す必要がある。

その点について、Yavuz, M. H. の基準系 (“frame of reference”) の議論が注目できる。Yavuz はイスラームの価値の基準系概念から、各領域の関



## [論 説]

係性を考察する研究アプローチを採用している<sup>48</sup>。同様に Eligur, B. が用いる PPM (Political Process Model) 及び POS (Political Opportunity Structures) は、政治、経済、社会における要因を有機的に結びつけ、その相互の影響について体系的に論じるものとして参考になる<sup>49</sup>。

「政教分離プロセス」が民主化やグローバル化による価値の多様化に伴う、個人の私的所属、及び特徴を表明する最も公平な場所としての公共空間の創出を必要としているとするならば<sup>50</sup>、上記の研究メソッドは非常に有用であると考えられ、イスラームと世俗化に関する包括的かつ具体的な検証が実施できる様になると思われる。

以上の A'、B'、C' における議論から、本稿において提示した「政教分離プロセス」を研究枠組みとして導入する事で、先行研究において浮上した問題点に対して一定の解決策を見出す事が可能となったと考えられる。

### 4.4 小括

第4章における議論を通じ、「政教分離プロセス」が先行研究における問題点から浮上した、イスラーム主義と世俗主義の関係性を考察する上で必要となる基本的要素を内包している事、次に政教分離におけるニュートラルな視野と、両者の「棲み分け」による均衡と言う新しい概念を構成している事が明らかとなり、当該プロセスの有効性が確認されたと考えられる。また先行研究の問題点に対してそれぞれ一定の解決策を出来た事は、イスラーム主義と世俗主義の関係性を考察する上で、本稿における「政教分離プロセス」が有効に作用する可能性を高めるものであり、第2章で提示した本稿の仮説の妥当性を証明する事ができたと言えよう。

## 第5章 「政教分離プロセス」の条件と事例対象国における状況

今後の研究方針として、この研究アプローチを実際のイスラーム世界における国家の政策過程に適応し、事例研究を進めて行かなければならない。イスラーム世界の諸国家は、昨今において政治、経済、社会的に顕著な発展を見せてはいるものの、他方でそれらの詳細な情勢においてEU諸国と比較して遅れが生じており、混沌さを増している。よって「政教分離プロセス」の、研究枠組みとしての一定の有効性が証明できたとしても、それらが具体的な事例研究に導入された場合に機能するか否かについては疑問が残ると思われる。

そこで本章において、現在のイスラーム世界で「政教分離プロセス」が最も有効に機能する為にはどのようなファクターが揃っている必要があり、またそれはどのような国家であるのかについて、各種具体的な指標を提示し、それらに関する幾つかの事例対象国の比較を通じて検証を実施する。

### 5.1 「政教分離プロセス」の条件

それでは、イスラーム世界において宗教と政治の関係におけるニュートラルな視野と、両者の「棲み分け」による均衡と言う2つの概念が成熟しつつある事を考察する為、如何なる条件を検証する必要があるのだろうか。

その点に関し、福富満久による政治、経済、市民社会の側面から、中東・北アフリカのMENA地域において民主化を妨げている要因について総合的に論じた議論は非常に参考になると考えられる。その中では、ダールの『ポリアーキー』的な政治の多様化<sup>51</sup>の疎外要因として、MENA地域の独立までの歴史的経緯、石油経済の恩恵、対西欧イデオロギー、情報の非

[論 説]

対称性の議論に言及し、例えばチュニジアの様に資源に恵まれない国家であっても、「将来に対する不安」から「市民が現行政治リーダーに対して積極的な選好」をする社会構造が存在している事で、政府との間で現状維持の均衡点が生じていると指摘されている<sup>52</sup>。

福富が「情報の非対称下における投票行動」というゲーム理論のモデルにて、その起点としているのは「運」というファクターである。その「運」には「その時の状況に応じた時勢、国際状況、経済状況、生活、歴史、環境」などが含まれるとしている<sup>53</sup>。

では、福富の議論においてもその中心の一つとして挙げられていたダールの議論とは如何なるものであるのか。ダールは政治体制とその移行の類型として、「自由化（政治的異議申し立て）」と「包括性（政治参加）」を二大要素として、両方が満たされない「閉鎖的抑圧体制 (Closed hegemonies)」、包括性に乏しい「競争的寡頭体制 (Competitive oligarchies)」、自由化が不十分な「包括的抑圧体制 (Inclusive hegemonies)」、そして両要素について進展が見られる政治体制である「ポリアーキー (Polyarchies)」の4つを提示している<sup>54</sup>。即ちダールは、国家において公的な異議申し立ての機会と選挙など政治参加の権利が制度化され、国民を動員可能な準国家組織の活動が活発であり、また抑圧のコストが寛容のそれを上回る際に、「ポリアーキー」への動きが加速すると論じているのである<sup>55</sup>。ダールは諸国家の体制の多くが「閉鎖的抑圧体制」と「ポリアーキー」の間に位置すると主張している。各国は他の二つの政治体制へと移行する可能性もあり、そこで重要となるファクターには、福富の議論における「運」に含まれるものが大きく関係していると考えられる。

以上は主に民主化を議論の中心としたものであるが、ゴージェヤボペロの議論において、「政教分離」は神による他律の政治から人間による自律

の政治に移行する過程で、民主主義と対になる概念であった。この事から「政教分離プロセス」が有効に機能する条件と、民主化への移行に必要な条件とをほぼ同一に考える事が可能になると思われる<sup>56</sup>。

次に現代イスラーム世界の状況を検証する上で取り上げるべき、民主化を支える要素を明記する必要があると考えられる。それは前章のA'の議論でもふれたベラーによる「社会的下部構造」に関係する要素であると言えるであろう。即ち原初のイスラームの教義は、多くの近代性を内包していたにも関わらず、その受け皿となるべき「国家」と「市民社会」の概念が未成熟であったが故に、前イスラーム社会の風習が流入する事を許してしまったとする議論である。この二つの要因は民主化の過程においても重要な役割を果たすものであると考えられる。

上記を踏まえ本論では、「市民社会」にフォーカスを絞り議論を展開する。イスラーム世界における国家は、その独立に至る過程、及びその後の経緯を含めて多様であり、それらが現行の政治体制に大きな影響力を与えた事実には疑う余地はない。しかしそれらは具体的な事例研究の中でより重要となる要因でもあるため、研究プロセスの有効性を中心に論じる本稿においては国家を所与の存在として扱い、特に「市民社会」の動向を注視する事とする。

そこで第一に、「市民社会」は如何に定義付けるべきであるのかが問題となる。本稿にて参考とするのはAsad、ゴーシェ、ダールの3人の議論である。

Asadは世俗主義の条件として、個人の主権の不可侵性と、彼ら自身の政治代表を選出する能力が保障されている事を挙げていた。本論では近代化を世俗主義の文脈の中で考察している為、Asadの議論は非常に興味深いと言えよう。次にゴーシェは民主主義をルソーの『社会契約論』を基盤

[論 説]

として論じており、民主主義は「市民である事と私的な個人である事の分離」、つまりは個人を私的な領域から全体的で普遍的な公共の領域に選挙などを通じて動員する事ができたからこそ、宗教に対抗する概念たり得たと論じている<sup>57</sup>。ここで公共の領域とは「市民社会」を意味しており、個人が「一般意志」により融合される空間であるとされる。ダールは既述した通り、公的異議申し立ての機会と、選挙などを介した政治参加の権利が国家により保障されている事を「ポリアーキー」、即ち民主主義的な政治体制の構築にむけた必要条件と論じている<sup>58</sup>。

上記の議論から、本稿における世俗的で民主的な要素を内包する「市民社会」において、個々人は自らの資質と選挙などのプロセスを経て公共の領域に関与する事が認められ、また要求されていると考えられる。よって、本稿において「市民社会」を「選挙などの政治参加の権利と機会を（部分的にであっても）有しており、またその権利を行使する為に必要な基本的資質と文化を備え持っている個人により形成された社会」と定義付ける事とする。

これに続く問題としては、事例対象国を選好する際に具体的にどのようなファクターや指標を用いて検証を行うべきであるのか、と言うものが挙げられる。例えばダールは民主主義に求められる要件として、3つの機会と8つの制度的保障を挙げている<sup>59</sup>。これらは相互に且つ複雑に関係している為、具体的な指標として多様なデータを参照し、分析する必要があると考えられる。

そこで本稿では「市民社会」の成熟度を示す具体的なファクターとして、次の「政治的自由度」、「識字率」、「GDP成長の推移<sup>60</sup>」、「女性議員数」の4つのファクターを挙げる事とする。これらのファクターを選択した理由としては以下の事が挙げられる<sup>61</sup>。

まず「政治的自由度」は、特に民主化の過程において政治に競争的な論理を導入する事が不可欠である為、自律的個人を想定する「市民社会」の基盤になる要素であると考えられる。

次に「識字率」及び「GDP 成長の推移」について、シュムペーターは民主主義に基づく統治では、政治家の資質が重要視されており、更に政治家を輩出する社会層の文化レベルが高水準である事が必要であると論じている<sup>62</sup>。トッド, E. とクルバーシュ, Y. は著書の『文明の接近—「イスラーム vs 西洋」の虚構』の中で、男女識字率（両者は 50% を達成基準としている）と出生率の低下の間隔から、国家の成熟度を図る研究を行っている。民主化の過程では、中間知識層の政治動員の拡大が重要視される。そこで、識字率と出生率の反比例関係は教育投資の拡大を意味し、所得の拡大と労働環境の変化について検証する事ができる。これら二つの指標からは、非民主的国家の国民がどの段階から、経済発展の恩恵を受領できるようになったのかについて考察する事が可能になると言えよう<sup>63</sup>。よって両者の議論から、「識字率」と「GDP 成長の推移」は非民主的国家において、自律的な市民社会が発展する上で重要な意味を持っていると考えられるのである。

最後に議会における女性議員の数であるが、女性の社会進出はイスラーム世界に限らず、世界規模で注視されている課題である<sup>64</sup>。クオータ制度は日本においても盛んに議論されており、ファクターとしての「女性議員数」は民主的の必要条件として認識されつつある事を鑑み、本稿において採用する事とした。

以上 4 つのファクターを本稿において採用し、それぞれについてイスラーム世界の各国における客観的な指標から検証を実施する。その後それらの数値を比較検討し、最も「市民社会」が成熟し、「政教分離プロセス」

が有効に機能すると思われる国家について考察を行う事とする。

## 5.2 イスラーム世界における「市民社会」の成熟度の検証

本稿では、MENA 諸国（アルジェリア、バハレーン、エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、チュニジア、UAE、イエメン、パレスチナ自治共和国<sup>65</sup>）にトルコを加えた計 19 カ国を事例対象国として選抜き検証を行う<sup>66</sup>。

次に使用する指標について述べる。「政治的自由度」は The Economist Intelligence Unit (以降 EIU と表記) が発行した “Democracy Index 2012”<sup>67</sup> におけるランキングを、「識字率」は UNESCO Institute for Statistics (以降 UIS と表記) が発行する “ADULT AND YOUTH LITERACY : *National, regional and global trends, 1985–2015*”<sup>68</sup> における数値を参照とする。「GDP 成長の推移」は The World Bank HP<sup>69</sup> にて公表されている数値データを、「女性議員数」は Inter-Parliamentary Union HP における “Woman in national parliaments”<sup>70</sup> における指標を参考とする。

### 5.2.1 「政治的自由度」についての検証

まず事例対象国の「政治的自由度」から検証を開始する事とする。Table 1 は事例対象国の「政治的自由度」について、前述の “Democracy Index 2012” におけるデータを参考に抜粋、編集したものである。Table に示された数値は、各要素を評価する為に EIU が任意に定めたスコアで、そのスコアが高いほど政治的に自由で民主的である事が示されている。

Table 1：事例対象国における政治的自由度一覧

Country Name	Rank	Overall Score	Electoral process and pluralism	Functioning of government	Political participation	Political culture	Civil liberties	Consideration
Algeria	118	3.83	3.00	2.21	3.89	5.63	4.41	Authoritarian regimes
Bahrain	150	2.53	1.25	2.50	2.78	4.38	1.76	Authoritarian regimes
Egypt, Arab Rep.	109	4.56	3.42	4.64	5.00	5.63	4.12	Hybrid regimes
Iran, Islamic Rep.	158	1.98	0.00	2.86	2.78	2.50	1.76	Authoritarian regimes
Iraq	113	4.10	4.33	0.79	7.22	3.75	4.41	Hybrid regimes
Jordan	121	3.76	3.17	3.93	4.44	3.75	3.53	Authoritarian regimes
Kuwait	119	3.78	3.17	3.93	3.89	4.38	3.53	Authoritarian regimes
Lebanon	99	5.05	5.67	1.79	7.22	5.00	5.59	Hybrid regimes
Libya	95	5.15	4.33	5.71	3.89	6.25	5.59	Hybrid regimes
Morocco	115	4.07	3.50	4.64	2.78	5.00	4.41	Hybrid regimes
Oman	135	3.26	0.00	3.93	3.89	4.38	4.12	Authoritarian regimes
Qatar	138	3.18	0.00	3.93	2.22	5.63	4.12	Authoritarian regimes
Saudi Arabia	163	1.71	0.00	2.86	1.11	3.13	1.47	Authoritarian regimes
Syrian Arab Republic	164	1.63	0.00	0.36	2.78	5.00	0.00	Authoritarian regimes
Tunisia	90	5.67	5.75	5.00	6.67	6.25	4.71	Hybrid regimes
Turkey	88	5.76	7.92	6.79	5.00	5.00	4.12	Hybrid regimes
United Arab Emirates	149	2.58	0.00	3.57	1.11	5.00	3.24	Authoritarian regimes
Yemen, Rep.	140	3.12	3.00	1.43	5.00	5.00	1.18	Authoritarian regimes
West Bank and Gaza	103	4.80	5.17	2.86	7.78	4.38	3.82	Hybrid regimes

(出典) The Economist Intelligence Unit "Democracy Index 2012" を参考に筆者編集

この Table から、イスラーム世界は未だ政治的にダールのポリアーキーには程遠い状況にある事が見て取れる。この資料は全 167 カ国を“Full democracies”、“Flawed democracies”、“Hybrid regimes”、“Authoritarian regimes”に分類し、表に記載されている 5 つの観点から”Overall score”を算出してランク付けをしている。事例対象国は何れも前二者にはふくまれておらず、100 位以内に入っているのは順にトルコ、チュニジア、リビア、レバノンであり、すべて “Hybrid regimes” に分類されている。

ランキングの上ではトルコがイスラーム世界における民主化の先頭に立っている様に見えるが、チュニジアは “Political participation”、“Political culture”、“Civil liberties” の評価においてトルコを上回っている。この点から、チュニジアはトルコに比べて政治制度が未整備ではあるものの、民主化プロセスへの高いポテンシャルを持っている事が予想される<sup>71</sup>。全体の 95 位に位置するリビアについては、カダフィ政権が内戦の末に崩壊し



## [論 説]

た段階でのデータである点に注意すべきである。加えて現在のリビアは国内が分裂した状態にあり、数値は大幅に変化しているものと思われる。

次に本稿の事例対象国における、湾岸産油国<sup>72</sup>を含む OPEC 諸国<sup>73</sup>の傾向について論じる。Table からは相対的に OPEC 諸国、特に湾岸産油国に属する国家は政治的自由が束縛されている事が解る。とりわけ湾岸産油国であるカタール、オマーン、サウジアラビア、UAE は “Electoral process and pluralism” が 0.00 である。

その他、イラン、シリアも同様に 0.00 で「政治的自由」が低いと判断されており、シリアはさらに “Civil cultures” も 0.00 であるなど、現在の内戦状態への兆しが確認できると言えよう。

これまでの議論から、全体的に見てイスラーム世界は未だ民主化の途上にあり、特に OPEC 諸国、湾岸産油国などを中心に、選挙のプロセスや社会的な多元性が制限される傾向が確認できる。その一方で、トルコやチェルニジアなどの一部の国家では変革が進展しつつあると考えられる。

### 5.2.2 「識字率」についての検証

次に事例対象国における「識字率」の変化について検証を行う。Table 2 は UIS の資料を参考に、事例対象国における 15 歳以上の男女成人の識字率と、その成長率を百分率で示したものである。左から順に 2000 年代初頭から中頃までの各国識字率、2015 年において達成が見込まれる識字率、そして両数値を比較した成長率を示している。

Table 2 : 事例対象国における成人（15歳以上）識字率とその成長率（単位：％）

	Growth of literacy rate (Year)		Growth
Algeria	69.9 (2002)	80.0 (2015)	14
Bahrain	86.5 (2001)	95.4 (2015)	10
Egypt, Arab Rep.	71.4 (2005)	73.8 (2015)	3
Iran, Islamic Rep.	77.0 (2002)	90.6 (2015)	18
Iraq	89.9 (2003)	79.5 (2015)	-12
Jordan	93.3 (2005)	94.5 (2015)	1
Kuwait	93.3 (2005)	95.6 (2015)	2
Lebanon	89.6 (2007)	93.9 (2015)	5
Libya	86.1(2004)	90.8 (2015)	5
Morocco	52.3 (2004)	68.1 (2015)	30
Oman	81.4 (2003)	87.8 (2015)	8
Qatar	89.0 (2004)	96.6 (2015)	9
Saudi Arabia	79.4 (2000)	89.3 (2015)	12
Syrian Arab Republic	82.9 (2002)	86.3 (2015)	4
Tunisia	74.3 (2004)	82.6 (2015)	11
Turkey	87.4 (2004)	95.5 (2015)	9
United Arab Emirates	90.0 (2005)	92.8 (2015)	3
Yemen, Rep.	54.7 (2004)	70.2 (2015)	28
West Bank and Gaza	92.4 (2004)	96.2 (2015)	4

（出典）UIS HP を参考に筆者作成

注目されるのは、事例対象国の識字率が他の新興国や後進国と比較して相対的に高い点である。この点について Gelvin, J. L. は、植民地から独立して間もないアラブ諸国の政権にとり、経済開発と国民教育など社会インフラの拡充は支持獲得の重要な政策であったと指摘している<sup>74</sup>。

個々の数値を具体的に比較してみると、2000年代中頃までに80%の舞台に乗っているのは、バハレーン、イラク、クウェート、リビア、オマーン、カタールなどの産油国と、それ以外ではヨルダン、レバノン、シリア、トルコ、パレスチナである。次に2015年の予想として、エジプト、モロッコ、イエメンを除いた総ての事例対象国が80%を達成する事が予想されている。ヨルダン、レバノン、トルコ及びパレスチナは最高ランクに近い数値に到達し、OPEC 以外ではチュニジアも10%以上<sup>75</sup>、イエメンは

[論 説]

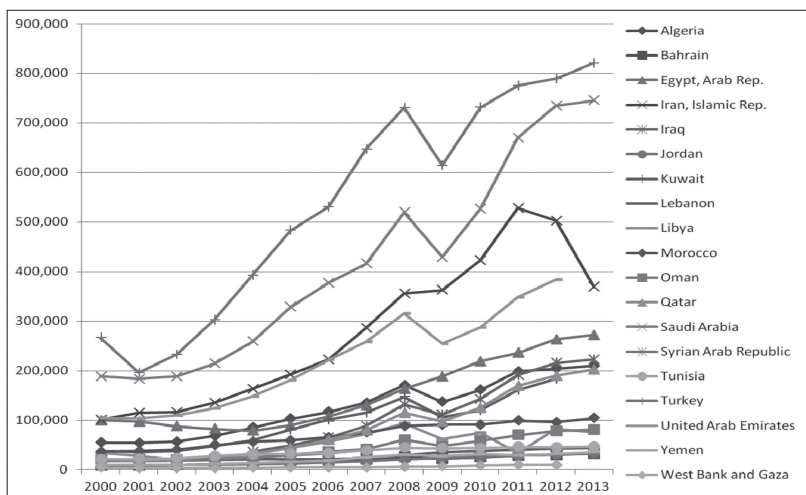
未だ 70% 代の識字率と予想されながらも 28% の成長が見込まれている。

特に OPEC 諸国や湾岸産油国の識字率が、早い段階で高水準に達した理由として、潤沢な石油を始めとする地下資源や、或いはバハレーンや UAE のドバイの様に観光業や金融業を通じて得られた収入により、他の事例対象国に比べて早期に教育政策に投下する資本を確保できた事が挙げられよう。

### 5.2.3 「GDP 成長の推移」についての検証

この項目では事例対象国の過去 13 年間における名目 GDP と国民 1 人当たりの GDP (per capita) の成長率について検証する。Figure 1、2 は共に The World Bank が HP にて公開しているデータを参考に筆者が編集したものである。

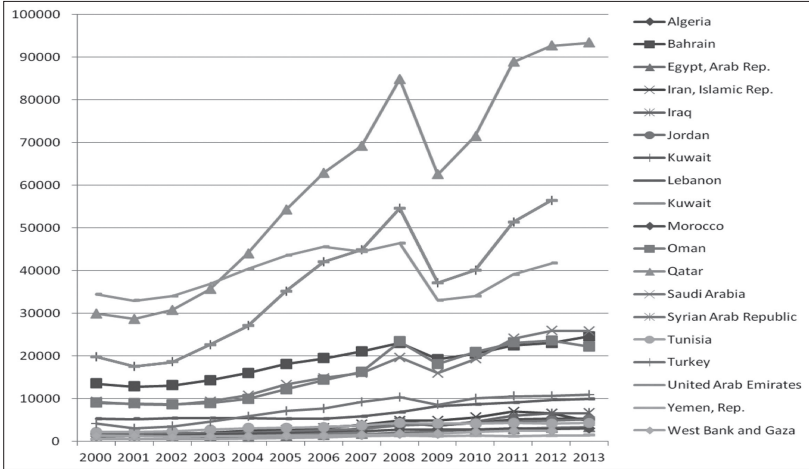
Figure 1 : 事例対象国における名目 GDP 成長の推移 (2000 年～ 2013 年)



単位：百万ドル

(出典) The World Bank HP を参考に筆者作成

Figure 2 : 事例対象国における国民 1 人当たりの GDP 成長の推移 (2000 年～ 2013 年)



単位：US ドル

(出典) The World Bank HP を参考に筆者作成

名目 GDP に関し、トルコを筆頭にサウジアラビア、イラン、UAE において最も顕著な GDP の成長の推移を見せている事がわかる。またカタールを中心に湾岸産油国において、1 人当たりの GDP が大きな成長率を見せている。

非 OPEC、非湾岸諸国について詳細に検証してみると、トルコは 1 人当たりの GDP においても最大の成長を見せている点が注目できる。レバノン国民 1 人当たりの GDP 成長ではトルコに次ぐ成長を見せているものの、名目 GDP は低調である。反対にエジプトは名目 GDP にて高い成長を見せるも、国民 1 人当たりの GDP 成長が極めて低調である。

他方で OPEC 諸国の中では、カタール、クウェート、UAE と、その他の国家との間に差異が存在している。その他バハレーンとオマーンは名目 GDP の成長に対して、1 人当たり GDP が相対的に高い事を読み取る事が

[論 説]

できる。湾岸の王国はどれも国家の規模が小さなものが多い為<sup>76</sup>、少ない人口に対して効果的に資源収入を分配している事、他方でイランやサウジアラビアは富を分配する人口が多い為、それだけ国民単位への富の還元が小さくなっている事が予想される<sup>77</sup>。

この事から、OPEC 諸国の中でも特に湾岸諸国において、国民一人当たりに対して効率的に資源収入を分配する事で、国民が所得の拡大を実感できる構造が存在すると考えられるのである<sup>78</sup>。

これまでの検証から、国内の人口にある程度則した形で国民所得とのバランスを取りつつ国内経済を発展させる事に成功した国家としては、事例対象国の中ではトルコ、レバノンが挙げられるであろう。一方それ以外の多くの事例対象国において、石油など資源収入に代表されるレント（不労所得）に依存しない限り、経済的安定の確保が難しい事が見て取れる。しかしその資源収入も、国内に抱える人口や、外部の市場動向に左右されやすい欠点を持ち合わせていると言えよう<sup>79</sup>。上記より、トルコはイスラーム世界において、地下資源に依存する事なく産業化を達成した希有な事例であると考えられる。

#### 5.2.4 「女性議員数」についての検証

最後に事例対象国の議会における「女性議員数」について検証する。Table 3 は Inter-Parliamentary Union HP が公表する“Woman in national parliaments”から、一部抜粋し、編集したものである。

Table 3 : 事例対象国の議会における女性議員数一覧

Country Name	Rank	Lower Single House			Upper House or Seneta		
		seats	woman	%	seats	woman	%
Algeria	28	462	146	31.6	144	10	6.9
Bahrain	126	40	4	10.0	40	11	27.5
Egypt, Arab Rep.	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Iran, Islamic Rep.	146	290	9	3.1	Unicameral system		
Iraq	53	328	83	25.3	Unicameral system		
Jordan	115	180	18	12.0	75	9	12.0
Kuwait	150	65	1	1.5	Unicameral system		
Lebanon	146	128	4	3.1	Unicameral system		
Libya	93	188	30	16.0	Unicameral system		
Morocco	89	395	67	17.0	270	6	2.2
Oman	151	84	1	1.2	83	15	18.1
Qatar	153	35	0	0.0	Unicameral system		
Saudi Arabia	76	151	30	19.9	Unicameral system		
Syrian Arab Republic	115	250	30	12.0	Unicameral system		
Tunisia	39	217	61	28.1	Unicameral system		
Turkey	101	548	79	14.4	Unicameral system		
United Arab Emirates	88	40	7	17.5	Unicameral system		
Yemen, Rep.	152	301	1	0.3	Unicameral system		
West Bank and Gaza	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

(出典) Inter-Parliamentary Union HP "Woman in national parliaments" より筆者抜粋

イスラーム世界は一般的に女性の社会進出の遅れが指摘されているが、Table 3 からは幾つかの事例対象国が上位にランクインしている事がわかる。特にアルジェリア、チュニジアは上位 50 位以内に入っており、女性参政権の確保に前向きであることが確認できよう。しかし、全体的に見た場合、それ以外の殆どの国家が全 154 カ国中半分より下位に属しているのが現実である。湾岸産油国は国王の家系が国家の主要ポストを独占する「王朝君主制」<sup>80</sup>を採用しており、議会は政策に正当性を与える諮問機関としての役割が大きいと考えられるため、Table に表現されるランクとは裏腹に、実際の状況はより複雑で抑圧的であると予想される。

チュニジアは 2014 年に議会選挙と大統領選挙が実施されるなど、「アラブの春」にて政権転覆が発生した国家の中で、唯一の比較的安定した政

## [論 説]

策運営がなされている国家である。BBC News によると、選挙における有権者の 49% は女性であり、また 1 月 26 日には同国憲法にて、アラブ世界で初めてとなる男女同権が確約されたとしている<sup>81</sup>。加えて「政治的自由」の項目でも述べた様に、チュニジアは政治参加や市民の自由度において高い評価を受けており、今後も選挙など制度面の改革が必要とされるが、上記はその可能性を示すものであると考えられる。

### 5.3 小括

本章の締めくくりとして、事例対象国 19 カ国について 4 つのファクターから検証を行った結果について総合的に論じる事とする。

Table 4 はその結果を総合的に考察し、各国について筆者の判断で評価をしたものである。Table 中の○はその要素に肯定的な状況が構築されている場合、△は今後の状況如何では発展と後退のどちらにでも進む可能性を内包している場合、× は現状改善が必要である場合を示している。ここですべてを記載する事はできないが、本稿では各国の評価に際し、幾つか追加の要因を加味している。例えば、参考にした指標が作成された後、新たに発生した政治的事象の影響などであり、或いは GDP の成長に関しては名目 GDP と国民 1 人あたりのそれとのバランス関係なども考慮した。しかし、基本的には事例対象国間における各ファクターについて、Table 1～3、及び Figure 1、2 に示したデータに基づいて比較検証を行っている。

Table 4：事例対象国における4ファクターの総合評価

	政治的自由度	識字率	GDP成長の推移	女性議員数
Algeria	△	○	×	○
Bahrain	×	○	△	×
Egypt, Arab Rep.	△	×	△	N/A
Iran, Islamic Rep.	×	○	×	×
Iraq	×	△	△	△
Jordan	△	○	×	△
Kuwait	△	○	△	×
Lebanon	○	○	△	×
Libya	×	○	×	△
Morocco	△	×	×	△
Oman	×	△	△	×
Qatar	×	○	△	×
Saudi Arabia	×	△	△	×
Syrian Arab Republic	×	△	×	△
Tunisia	○	△	△	○
Turkey	○	○	○	△
United Arab Emirates	×	○	△	×
Yemen	×	×	×	×
West Bank and Gaza	△	○	×	N/A

(出典) 筆者作成

Table 4 からは、現在の事例対象国において、識字率の普及以外のファクターが未発達である事を読み取る事ができる。エジプト、シリア、イエメンなどでは「アラブの春」にて政権の崩壊や内戦などが発生したが、その後は何れの国家も民主的な過程を辿っていない。それは民主化を支えるファクターが未成熟である為と考えられ、実際に各国の Table における全体的評価が低い事が確認できる。

湾岸産油国及び OPEC 諸国も大きな問題を内包している。これらの諸国は資源収入であるレントを国民に分配する事で国内の支持を獲得してきたが、それ故に「市民社会」の成熟に必要なファクターの発展が全体的に立ち遅れているのが現状であると言えよう。

それらと比較して、トルコは本稿の検証における4つのファクター中3つに関して肯定的な結果が出るなど、「市民社会」の成熟が非常に顕著であり、この事から「政教分離プロセス」が最も有効に機能する可能性が高



## [論 説]

いと考えられる。第1章においても述べた様に、現代トルコ政治は、イスラーム政党と世俗主義の守護者たる軍隊が互いに政治的影響力を行使し合う事で政策が決定されてきた歴史を持っている<sup>82</sup>。その関係性を「政教分離プロセス」の枠組みにおいて論証する事が可能か否かについて、今後の事例研究を通じてより詳細に解明する必要があると考えられる。

トルコに続く国家としてはチュニジアが挙げられ、それにアルジェリア、レバノンが続くとなっている。特にチュニジアは4つのファクターの中で「政治的自由」、「女性議員数」などの要素について、トルコに次ぐ、或いはそれを凌ぐ民主化への高い政治文化が確認された。また、天然ガスのプラントにて日本人が殺害されたアルジェリアや、未だに内戦の火が燻ぶるレバノンに比べ、チュニジアは国内の情勢が安定している事もあり、非常に興味深く、今後の研究において注目すべき国家であると言えよう<sup>83</sup>。

よって本稿では、トルコ及びチュニジアの2カ国について、イスラーム主義と世俗主義との関係性を考察する上で、「政教分離プロセス」が最も有効に機能すると考察し、ここに提示する。

## 第6章 考察

本稿では、イスラーム主義と世俗主義の関係性を考察する新たな研究枠組みとして、「政教分離プロセス」を提示し、その有効性について検証を行った。

現代イスラーム世界は政治や経済の発展に伴う大衆化の影響により、「イスラームが政治において重要な役割を果たしながら他方でそのイデオロギー性を喪失していく過程」が進展しており、従来の研究枠組みではその政治と宗教の関係について理解する事が極めて困難な状況にあると考え

られる。そこにおいて、「脱宗教化」のニュートラルな観点から、聖俗の「棲み分け」を図るものとして両者の関係を理解しようとする、「政教分離プロセス」のアプローチは注目すべきものであったと言えよう。今やイスラームは、ムスリムにとり私的個人の自己表出の手段の1つと認知されつつあり、公的な世俗権力から「棲み分け」を通じて分離される。しかし他方で社会的な紐帯としての動員力が政治に与える影響力について、イスラームに対する認識の複雑化が生じていると考えられるのである。

この「政教分離プロセス」は、その概念構成の過程において、ゴーシェが論じるころの神からの「自律」という要素を包含しており、民主主義と非常に親和的な関係にある。よって、民主主義を支える「社会的下部構造」がどの程度確立しているのかと言う点が、当該国家にて「政教分離プロセス」が有効に機能するかについて重要な要素になると言えるのである。本稿ではその中から「市民社会」の成熟度に焦点を絞り、MENA 諸国にトルコを加えた事例対象国 19 カ国について「政治的自由度」、「識字率」、「GDP 成長の推移」、「女性議員数」の4つのファクターからそれぞれの指標を用いて検証を行った。その結果、特にトルコ、チュニジアにおいて「政教分離プロセス」が有効に機能する可能性が高まった。

トルコとチュニジアの両国は、アラブ地域の中では比較的欧米に近い国内制度の設計や、運営がなされて来た国家である。両国は飛び抜けた地下資源に恵まれている訳では無く、福富が述べるところの「あるのは勤勉さと労働力だけである<sup>84</sup>」点においても共通している。この事が、産油国の様にレントに依存しない工業力の育成に基づく経済運営などの、“健全な”国家政策の立案に連動していった可能性を指摘できる。よって今後の研究において、「社会的下部構造」のもう1つの要素である「国家」に関して検証を進めていく必要があると考えられよう。

## [論 説]

また本研究の第5章における考察は、「政教分離プロセス」の発動について有効性が考えられる国家に関し、その国家が内包すべきと考えられる“条件”の一端について提示したに過ぎず、今後の研究を通じ、現代のイスラーム世界にて「政教分離プロセス」を促進させていると考えられる具体的な“要因”について検証していかなければならないと思われる。

この点に関する詳細な議論は今後の事例研究の成果に委ねられるべきものであると考えられ、次の第7章での論述に譲る事とする。

## 第7章 今後の研究方針について

本研究の最終的な目的は、現在のイスラーム世界における宗教と政治の関係についての問題を解明し、その解決策を論じる事にある。また、「政教分離プロセス」を促進する具体的な要因に関し、政治、経済、社会などの多方面から検証する必要があると考えられる。よって今後の研究において「政教分離プロセス」の枠組みを事例対象国に適用し、その国家の政策過程に関する検証を通じて考察をする必要があると言えよう。事例対象国の候補として、ベラーの議論による「社会的下部構造」における「市民社会」について、本稿における検証にて高い水準にある事が確認されたトルコとチュニジアが挙げられる。

上記を受け、博士後期課程における研究ではトルコを事例対象国とし、近代以降における政策過程に「政教分離プロセス」の枠組みを導入し検証を行う事を計画している。それはオスマン帝国末期からトルコ革命を経た戦後の複数政党制の時代において、トルコが聖俗の「棲み分け」を実施していく過程についての考察となると考えられる。特にトルコを選択した理由として、修士論文における研究の蓄積がある事、文献や国際機関におけ

る一次資料が最も充実している MENA 諸国の一つである事などが挙げられる。加えて 21 世紀に大きな飛躍が予想される国家であり、日本との関係も含め強い関心を持っている。

博士論文を執筆した後の研究について、事例対象国を増やし比較研究を進める事で、「政教分離プロセス」に関する検証の精度を高めて行きたいと考えている。トルコとチュニジアは共に MENA 諸国の中で安定的な国家運営を続けてきた国家ではあるものの、その詳細な政策については差異が生じているものと思われる。また、これら 2 カ国とは全く違う体制の国家を事例に含める事で、現在イスラーム世界が抱える宗教へのアプローチの多様性を、より明確に反映させる事が可能となるであろう。

その具体的な事例としてはイランを想定している。イランは本稿第 5 章における検証に通じ、「政治的自由」など多くの側面においてトルコ、チュニジアとは対照をなす国家であった。他方でイランは「イスラーム共和制」という独自の国家システムを主張し、国民の直接選挙に基づく大統領制、またマジョリスと呼ばれる議会を持つなど、欧米に近い国家システムを整えつつある点が注目される。

この事からトルコ、チュニジア、イランにおけるイスラーム主義と世俗主義の関係性に関する共通点及び相違点から、如何なる要素がそれらの帰結を生じさせたのかについて検証する事を通じ、現代イスラーム世界における宗教と統治の問題についてより広範かつ総合的に考察して行きたいと考える次第である。

[論 説]

文献、資料一覧

〈先行研究〉

【邦語文献】

ウェーバー, M. (1989) 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』 大塚久雄訳、岩波書店。

加藤博 (2010) 『イスラム経済論—イスラムの経済倫理』 書籍工房早山。

ゲルナー, A. (2000) 『民族とナショナリズム』 加藤節監訳、岩波書店。

小坂井敏晶 (2002) 『民族という虚構』 東京大学出版会。

小杉泰 (1998) 『イスラーム世界』 (猪口孝監修「21世紀の世界政治」5) 筑摩書房。

サイード, E. W. (1995) 『オリエンタリズム』 板垣雄三・杉田英明監修、今沢英子訳、平凡社。

デュルケム, E. (1975) 『宗教生活の原初形態』 (上・下巻) 古野清人訳、岩波書店。

パーソンズ, T. (2002) 『宗教の社会学—行為理論と人間の条件第三部』 富永健一訳編、勁草書房。

ハンチントン, S. P. (1998) 『文明の衝突』 鈴木主税訳、集英社。

ベラー, N. B. (1973) 『社会変革と宗教倫理』 河合秀和訳、未来社。

ルイス, B. (2003) 『イスラム世界はなぜ没落したか?—西洋近代と中東』 白杵陽監訳、日本評論社。

ルソー, J. (1966) 「社会契約論」 (平岡昇編著『世界の名著 30 ルソー』 中央公論社。)

ルナン, E. (1997) 「国民とは何か」 (E. ルナン・J. G. フィヒテラ編著『国民とは何か』 鶴岡哲・大西雅一郎ら訳、河出書房新社。)

【外国語文献】

Anderson, B. (2006) *Imagined Communities: Reflections on the origin and spread of nationalism*, London: Verso.

Fukuyama, F. (1992) *The End of History and the Last Man*, New York: The Free Press.

Juergensmeyer, M. (1993) *The New Cold War: Religious nationalism confronts the secular states*, Berkeley: University of California Press.

〈参考文献〉

【邦語文献】

アスラン, R. (2010) 『仮想戦争—イスラーム・イスラエル・アメリカの原理主義』 白須英子訳、藤原書店。

ボベロ, J. (2009) 『フランスにおける脱宗教性の歴史』 三浦信孝・伊達聖伸訳、白水社。

- ゴーシェ, M. (2010) 『民主主義と宗教』伊達聖伸・藤田尚志訳、トランスビュー。
- シュムペーター, J. A. (1995) 『新装版 資本主義・社会主義・民主主義』中山伊知郎、東畑精一訳、東洋経済新報社。
- スポンヴィル, A. C. (2009) 『精神の自由ということ—神なき時代の哲学』小須田健訳、紀伊國屋書店。
- トッド, E.・クルバーシュ, Y. (2008) 『文明の接近—「イスラーム vs 西洋」の虚構』石崎晴己訳、藤原書店。
- 長沢栄治 (2012) 『エジプト革命—アラブ世界変動の行方』平凡社。
- 福富満久 (2011) 『中東・北アフリカの体制崩壊と民主化—MENA 市民革命のゆくえ』岩波書店。
- (2014) 『国際平和論』岩波書店
- 松尾昌樹 (2010) 『湾岸産油国—レンティア国家のゆくえ』講談社。
- 松浦義弘 (1988) 「ロベスピエールと最高存在の祭典」『史學雑誌』第 97 卷第 1 号、1-41 頁。
- レモン, R. (2010) 『政教分離を問いなおす—EU とムスリムのはざままで』工藤庸子・伊達聖信訳、青土社。
- 設楽國廣・齋藤優子 (2014) 『オスマン帝国六〇〇年史—三大陸に君臨したイスラムの守護者』中経出版。
- 八木久美子 (2008) 「イスラムの「俗人」スター説教師」『東京外国語大学論集』第 77 卷、117-133 頁。
- リンス, J.・ステパン, A. (2005) 『民主化の理論—民主主義への移行と定着の課題』荒井祐介他訳、一藝社。
- ローガン, E. (2013) 『アラブ 500 年史 - オスマン帝国から「アラブ革命」まで』(上・下巻) 白須英子訳、白水社。

#### 【外国語文献】

- Asad, T. (2003) *Formation of the Secular: Christianity, Islam, Modernity*, California: Stanford University Press.
- Beblawi, H and Luciani, G. Eds. (1987) *The Rentier State*, London: Croom Helm.
- Berkes, N. (1998) *The Development of Secularism in Turkey*, London: McGill University Press.
- Burgat, F. and Dowell, W. (1993) *The Islamic Movement in North Africa*, Austin: Center for Middle Eastern Studies at the University of Texas.
- Cetinsaya, G. (1999) "Rethinking Nationalism and Islam: Some Preliminary Notes on the

- Roots of “Turkish-Islamic Synthesis” in Modern Turkish Political Thought,” *The Muslim World*, Vol. 89, No. 3–4, pp. 350–376.
- Dahl, R. (1971) *Polyarchy: Participation and Opposition*, London: Yale university Press.
- (2000) *On Democracy*, London: Yale university Press.
- Demiralp, S. (2012) “White Turks, Black Turks? Faultlines beyond Islamism Versus Secularism,” *Third World Quarterly*, Vol. 33, No. 3, pp. 511–524.
- Eligur, B. (2010) *The Mobilization of Political Islam in Turkey*, New York: Cambridge University Press.
- Gelvin, J. L. (2012) *The Arab Uprisings: What Everyone Needs to Know*, New York: Oxford University Press.
- Gulalp, H. (2001) “Globalization and Political Islam: The Social Bases of Turkey’s Welfare Party,” *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 33, No. 3, pp. 433–448.
- Hinnebusch, R. (2004) *The International Politics of the Middle East*, New York: Manchester University Press.
- Karpat, K. H. (1996) “The Ottoman Rule in Europe from the Perspective of 1994,” in Mastny, V. and Nation, R. C. Eds., *Turkey between East and West*, U.S.: Westview Press.
- Lapidus, I. M. (2012) *A History of Islamic Societies*, Washington: Cambridge University Press.
- Mastny, E. V. and Carig Nation, R. Eds. (1996) *Turkey between East and West*, U.S.: Westview Press.
- Onis, Z. (1997) “The Political Economy of Islamic Resurgence in Turkey: The Rise of Welfare Party in Perspective,” *Third World Quarterly*, Vol.18, No. 4, pp. 63–82.
- Piscatori, J. (2000) *Islam, Islamism, and the Electoral Principle in the Middle East*, Netherland: Leiden ISIM.
- Roy, O. (2004) *Globalized Islam: The Search for a New Ummah*, New York: Columbia University Press.
- (2007) *Secularism Confronts Islam*, New York: Columbia University Press.
- Taylor, C. (1994) “The Politics of Recognition,” in Taylor, C. and Appiah, K. A. Eds., *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Yavuz, M. H. (1997) “Political Islam and the Welfare (Refah) Party in Turkey,” *Comparative Politics*, Vol. 30, No. 1, pp. 63–82.

— (2003) *Islamic Political Identity in Turkey*, New York: Oxford University Press.

— (2009) *Secularism and Muslim Democracy in Turkey*, London: Cambridge University Press.

Warhola, J. W and Bezci, E. B. (2010) “Religion and State in Contemporary Turkey: Recent developments in Laiklik,” *Journal of Church and State*, Vol. 52, No. 3, pp. 427–453.

#### 一次資料

##### 〈国際機関資料〉

The Economist Intelligence Unit (2012) *Democracy Index 2012*, Original: Democracy at a standstill.

([https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por\\_global.open\\_file?p\\_doc\\_id=1034](https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por_global.open_file?p_doc_id=1034))

Secretariat General for European Union Affairs. (2010) *Law No 5982 Amending Certain Provisions of the Constitution*, Original.

([http://www.abgs.gov.tr/files/Bas%C4%B1nMusavirlik/haberler/constituional\\_amendments.pdf](http://www.abgs.gov.tr/files/Bas%C4%B1nMusavirlik/haberler/constituional_amendments.pdf))

UNESCO (2013) *Adult and Youth Literacy: National, regional and global trends, 1985–2015*, Institute for Statistics.

(<http://www.uis.unesco.org/Education/Documents/literacy-statistics-trends-1985-2015.pdf>)

##### 〈関連 Web サイト〉

##### 【各種報道機関 HP】

BBC NEWS World ([www.bbc.co.uk/news/world/](http://www.bbc.co.uk/news/world/))

Hurriyet Daily news ([www.hurriyetdailynews.com/](http://www.hurriyetdailynews.com/))

The Economist ([www.economist.com/topics/hewlett-packard](http://www.economist.com/topics/hewlett-packard))

The Guardian ([www.theguardian.com](http://www.theguardian.com))

The Telegraph ([www.telegraph.co.uk/](http://www.telegraph.co.uk/))

The Wall Street Journal 日本語版 ([jp.wsj.com/](http://jp.wsj.com/))

##### 【国際機関 HP】

GCC HP (<http://www.gcc-sg.org/eng/index.html>)

Inter-Parliamentary Union HP (<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>)

League of Arab States HP ([www.lasportal.org/wps/portal/en/home](http://www.lasportal.org/wps/portal/en/home))



[論 説]

OPEC HP ([http://www.opec.org/opec\\_web/en/](http://www.opec.org/opec_web/en/))  
Organization of Islamic Cooperation HP ([www.oic-oci.org/](http://www.oic-oci.org/))  
Permanent Observer Mission of Palestine to the United Nations New York HP. (<http://palestineun.org/>)  
Republic of Turkey Ministry for EU Affairs HP ([www.abgs.gov.tr/?p=1&l=2](http://www.abgs.gov.tr/?p=1&l=2))  
The Economist Intelligence Unit HP ([www.eiu.com/](http://www.eiu.com/))  
The World Bank HP (<http://web.worldbank.org/>)  
UNESCO Institute for Statistics HP (<http://www.uis.unesco.org/>)

註

- 1 ISILは多くの外国人を兵士として投入している。邦人大学生の参加計画が発覚し、波紋を呼んだ事は記憶に新しい。  
(出典) Ryall, J. “Japanese student questioned over plan to join Islamic State”. *The Telegraph*. October 7, 2014. (<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/islamic-state/11145598/Japanese-student-questioned-over-plan-to-join-Islamic-State.html>). (2014年10月18日閲覧)
- 2 夜間のアルコール飲料の販売を禁じる「酒類禁止法」や、アルンチ副首相(当時)による公共の空間における女性の笑顔を戒める発言などに対し批判が高まった。  
(出典) Peker, E. 「トルコ首相、反政府デモ隊と面会へ アルコール規制法が発効」『*The Wall Street Journal*』日本語版 2013年6月11日 (<http://jp.wsj.com/news/articles/SB10001424127887324449604578538090286879354>) (2014年9月20日閲覧)、Letsch, C. “Turkish women defy deputy PM with laughter”. *The Guardian*. July 30, 2014. (<http://www.theguardian.com/world/2014/jul/30/turkish-women-defy-deputy-pm-laughter>). (2014年9月25日閲覧)
- 3 他の記事ではプーチン大統領(同じく独裁者的との評価)と比較し、その政治手腕の類似性を指摘するものが存在する。(出典) “The next sultan?”. *The Economist*. August, 16, 2014 (<http://www.economist.com/news/europe/21612237-recep-tayyip-erdogans-plans-presidency-next-sultan>). (2014年10月1日閲覧)
- 4 トルコ軍はオスマン帝国時代から *Asker Millet* (a military nation) の概念を、国家イデオロギーに反映すべき不可欠な要素として継承してきており、現状においても「民主主義を(過度の)民主主義から守る守護者」として文民政府に対して影響力を保持しているとされる。(出典) Warhola, J. W and Bezci, E. B. (2010) “Religion and State in Contemporary Turkey: Recent developments in Laiklik,” *Journal of Church and State*, Vol. 52, No. 3, pp. 433–434.

- 5 “Law No 5982 Amending Certain Provisions of the Constitution”. Secretariat General for European Union Affairs. Retrieved 13 September 2010. pp41.
- 6 “1980 military coup leaders sentenced to life in prison”. *Daily News*. June 18, 2014. (<http://www.hurriyetdailynews.com/1980-military-coup-leaders-sentenced-to-life-in-prison.aspx?PageID=238&NID=67954&NewsCatID=339>) (2014年10月8日閲覧)
- 7 本稿において「イスラーム世界」と表記する場合には、アラブ連盟及びイスラーム協力機構に加盟している国家群を想定しており、アラビア半島、北アフリカ諸国及びイランを含む MENA 諸国に、トルコを加えた地域を中心に焦点を当てている。本稿ではアナトリアやペルシア地域も含めて論じているため、「アラブ諸国」ではなく、より広い地域を包括できる「イスラーム世界」という言葉を用いる事とした。(出典) League of Arab States HP ([www.lasportal.org/wps/portal/en/home](http://www.lasportal.org/wps/portal/en/home))、Organisation of Islamic Cooperation HP ([www.oic-oci.org/](http://www.oic-oci.org/)) (2014年10月14日閲覧)
- 8 Burgat, F. and Dowell, W. (1993) *The Islamic Movement in North Africa*, Austin: Center for Middle Eastern Studies at the University of Texas. pp. 42–46.
- 9 再びトルコを事例とした場合、Yavuz, M. H. はそれまで少数派で異端視されていた親イスラーム勢力が、70年代における教育、メディアの発達、宗教的“権威”の中心が伝統的ウラマー層から大都市に進学した大学生に移った事などを誘因として発展し、既存エリートに対抗する一大勢力になったと指摘する (Yavuz 1997: 66–67)。Demiralp, S. は既存の世俗エリート層を“White Turks”、新興の親イスラーム層を“Black Turks”と呼称し、黒人白人の様にトルコにおける社会的紐帯として、互いの区分けが進展したと論じている (Demiralp 2012: 511–512)。なお教義解釈の「俗人」化については、八木久美子による議論を参照の事 (八木 2008)。
- 10 例えば、90年代における親イスラーム政党の福祉党の有力な支持母体の一つは、“Generation X”と呼ばれる若年世代であった。彼らは社会における新しい概念に寛容であり、同時にそれらをイスラーム的生活や価値観と調和させる事を熱望している点で、ラディカルであっても従来のイスラーム主義者とは一線を画していた。これは政治において、イスラームがもはやイデオロギーとしての役割を減退させつつあった証左であると言えよう (White 2002: 132–133)。また近年における、イスラームの表象に対する世俗派の恐怖について、フランスの公立学校でのベール着用に関する問題が注目の的となった (Scott 2007: 40–41)。
- 11 例えば原理主義についてアスラン, R. は、それらはキリスト教福音主義者の行動に由来する概念で、「宗派というよりも新約聖書の物語との関連に焦点を合わせた一種の社会運動のようなもの」で、「聖書は無謬で、…何の妥協もせず信じること」をその柱に据えているとする (アスラン 2010: 145–147)。次にイスラーム復興運

[論 説]

動について、Lapidus, I. M. は特に 1970 年代以降において、クルアーンや預言者ムハンマドの教えに立ち返り、ムスリムとしてのアイデンティティを再定義する事に妥当性を見出す運動の総称であるとしている (Lapidus 2012 : 823)。イスラーム主義者とは Piscatori, J. によれば、「彼らがイスラームのアジェンダと見なしたものを具体化する為に政治活動に従事するムスリム」とされる (Piscatori 2000 : 2)。また、Burgat, F. と Dowell, W. は、女性のベール着用や神秘主義的価値観に傾倒しつつ、それらの価値観を現代において復興し実践するムスリムであると論じている (Burgat & Dowell 1993 : 9-10)。

- 12 アスランは、イスラーム主義が現実にイスラームの道德規範の枠組みを基盤とする国家を形成する点を強調し、テロリズムによる永久的、非現実的闘争を主張する「ジハード唱道運動」から区別している (アスラン 2010 : 45-47)。
- 13 Asad はこの体制へのシフトには個人が主観的な権利や不可侵性を謳歌し、倫理意識を賦与されているだけでなく、フランス革命や 19 世紀イギリスに見られた様な、独自の政治代表を選出する能力を持っている事が最低限必要であるとしている。また "Secular" と "Secularism" を明確に区別して論じているが、それらは主旨から逸れるため、本稿においては "Secularism" を特に "Secular" な政治体制及び社会の構築を目指す概念として定義し、活用する。即ち「世俗化」は「世俗主義」に属する事とする。(出典) Asad, T. (2003) *Formation of the Secular: Christianity, islam, modernity*, California: Stanford University Press, pp. 23-24.
- 14 本稿では「西洋」、「西欧」という言葉を、欧州キリスト教世界について指す場合に使用する。西欧は正確には英、仏、独などかつての西部欧州の国々を指すが、当時の彼らの影響力を考慮に入れた際に、二つの言葉を同義として使用しても大筋に影響は無いであろう。これらにアメリカを加える際には「欧米」とする。(出典) Ibid., pp. 25.
- 15 特にケマリストはその傾向が強いと指摘されている。(出典) Gulalp, H. (2001) "Globalization and Political Islam: The Social Bases of Turkey's Welfare Party," *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 33, No. 3, pp. 436.
- 16 この事から、本稿において「政治」と表記した場合には世俗主義に基づく政治体制を想定しており、「宗教と政治」の関係は「イスラーム主義と世俗主義」の関係に符合するものとする。
- 17 18 世紀以降におけるロシアの進出及び、その後の欧米列強とオスマン帝国との関係に関しては、Karpát, K. H. などが時系列にて詳細に論じている。(出典) Karpát, K. H. (1996) "The Ottoman Rule in Europe from the Perspective of 1994," in Mastny, V. and Nation, R. C. Eds., *Turkey between East and West*, U.S.: Westview Press,

pp. 8–37.

- 18 Yavuz は著書において、西洋列強の影響を受けて開始された近代トルコの改革の歴史的経緯について、“the Tanzimat period (1839–1923)”、“the Republican period (1924–1950)”、“Multi-party period and the Cold War (1950–1983)”、“the neo-liberal revolution (1984–1999)”、“the Europeanization, i.e. the implementation of the Copenhagen criteria, period (1999–present)”の5区分に分類している。(出典) Yavuz, M. H. (2009) *Secularism and Muslim Democracy in Turkey*, London: Cambridge University Press, pp. 17.
- 19 設楽國廣・齋藤優子 (2014) 『オスマン帝国六〇〇年史—三大陸に君臨したイスラムの守護者』中経出版、pp. 33.
- 20 フクヤマ, F. は「歴史の終わりにおいてリベラルな民主主義に残された重要なイデオロギー上の対抗者はいなくなった〔筆者訳〕」(Fukuyama 1992 : 211)と主張し、民主化など一連の近代化を達成した「脱歴史世界 (post-historical world)」と、それらが未だに未達成である「歴史世界」とを区別する (Ibid. : 276)。この議論は冷戦の終結という東西2極構造の転換期をむかえ、新しい世界秩序への模索が行われていた時代に主張された。同時代の議論としてハンチントンの「フォルト・ライン」での文明間の対立についての議論が存在する。同氏は世界を八つの文明圏に分け、現在の情勢として西欧文明が支配的立場から君臨している事を認めつつ、その継続に疑義を呈する。よって「歴史は終わらない」とするのである (ハンチントン 1998 : 57–75)。
- 21 ルイス, B. は「軍事」、「経済」、「政治」を近代化改革の主要領域として、それらにおけるアジア諸国の発展とアラブ諸国の停滞を比較し、ムスリムが「近代化」と「西洋化」を分離し、必要な他の要素とパッケージにて包括的に受容しない点を指摘する (ルイス 2003 : 108–110)。そして彼らの外部依存、及び西洋、ユダヤ、改革派への非難などの特徴が、世俗主義をも異端視する傾向を生じさせた事が、現代のイスラムの後進性を招いた根源的な理由であるとする (同書 : 240–246)。
- 22 サイドが『オリエンタリズム』にて展開した議論は、西洋からの東洋の評価ではなく、東洋からの視点に基づき、アイデンティティの外部性を主張する点において新たな境地を開くものであったと言えよう。(出典) サイド, E. W. (1995) 『オリエンタリズム』板垣雄三・杉田英明監修、今沢英子訳、平凡社、pp. 97–106.
- 23 小杉泰によると、イスラム世界は18～20世紀にかけ「西洋の近代化」に直面し、「西洋化による近代化」、「民族主義」、「イスラム復興」の三つの「ベクトル」において反応したとする。そして、それぞれの運動が、一部で共有する要素を内包しつつ競合する事で、イスラム世界における政治運動が形成されていったと論じて

[論 説]

いる（小杉 1998：48-49）。加藤博は、イスラーム主義と原理主義を同一視し、「世俗主義」及び「聖俗二元論」に代わる概念としてイスラームが求められているとする。そしてオイルマネーなどの影響と絡めた上で、それらを維持可能なイデオロギーとして理解するべきであるとしている（加藤 2010：27-35）。

- 24 アンダーソン, B. の "imagined political community" の概念は、「国民 (nation)」を想像された主権的な「イメージ」として捉える事を強調し、その形成過程において文化、歴史、特に言語の側面からの議論を展開している (Anderson 2006)。一方でルナン, E. は、近代国家とはその国家を形成している住民間の過去に対する忘却や、歴史的誤謬、又は犠牲や哀悼などに基づく融合によって形成されるとし、近代的「国民」とは、種族や民族誌、言語学的な概念から区別して考えるべきとする。また宗教はかつての社会集団由来の存在（国家宗教）から個人的な問題となり、国民性の確立に寄与する事は無くなったとし、ルソーの「市民宗教」の概念の影響も確認される。(ルナン 1997：58-60)
- 25 小坂井は他者を対立的に差異化する運動に、他者を区別する要素として言語、歴史的に集団がおかれた状況、宗派等が組み合わさり、「文化的均一化」が進展するとする。この議論も、人種による身体的特徴や文化などの相違が一義的に政治学的な「民族」を規定する訳ではないとする点で、アンダーソンなどの議論の系譜の延長線上にあると言える。(出典)小坂井敏晶 (2002)『民族という虚構』東京大学出版会、pp. 12-16.
- 26 ゲルナー, A. はナショナリズムを第一義的に「政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理」と定義している (ゲルナー 2000：1)。ゲルナーが論じる近代産業社会とは、専門家されつつも一般的で高度な教育により一元化された「平等主義的」な社会であり、その社会は不特定多数の人間とのコミュニケーションにより成り立ち、高度なテクノロジーにより支えられた中央集権的な、所与のコミュニティー（家族など）を超えたヒエラルキーにより構成されているとする (同書：42-48; 57-59)。更にイスラーム世界でナショナリズムの普及が遅れた原因として、農耕時代において既に農民や一般大衆向けの教義が確立しており、近代社会においても社会的紐帯として耐えうる強度を保持し続けていた点を挙げている (同書：135-136)。
- 27 ユルゲンスマイヤーは両者の共通点として "ideologies of order" を提唱する。これはナショナリズムと宗教を、各国の国家建設におけるイデオロギーとして理解するものである (Juergensmeyer 1993：29-30)。脱植民地化の改革の中で、エジプトなどではベラーが言う「市民宗教」の方向へ宗教（イスラーム）をナショナリズムに融合させる事が計画されたが、世俗派、宗教勢力の両者から反対された。そこで宗

教の側から国民国家を内包する動きが強まったとされる。ここでユルゲンスマイヤーはホメイニーのイランを想定している（同書：35-40）。

- 28 「市民宗教」の議論については、ルソーとベラーによるものが注目できる。ルソーは『社会契約論』における「市民宗教」の議論において、「人間の宗教」と呼ばれる「寺院も祭壇も儀式もともなわず、…純粋に内的な信仰と道徳の永久不滅の義務」に限定された宗教で、国家に守護神を与え同一化を図る「市民の宗教」とは区別される宗教観念に言及している（ルソー 1966：350-356）。ルソーが教会権力を行政政府や国法から分離し、市民社会の統一を目的とするのに対して、ベラーは個人の宗教的見解の自由化に基づく社会の多元性を容認する点で相違が存在すると考えられる（ベラー 1973：350-351）。
- 29 この議論について、ウェーバー、M. の『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』における議論が第一に挙げられよう。ウェーバーによるプロテスタントの倫理（エートス）が近代資本主義精神の発展に影響を与えたとする議論は、ある社会や集団における宗教的文化が、社会通念や構造の形成に大きな意味を持つ事を再確認している。ここでウェーバーが主張するプロテスタンティズムの倫理とは、自身が携る職業を天職とし、その労働に専心する事を義務として捉え、厳格な経済性のもとで労働能力の向上に勤しむ克己心と、節制の精神を意味する。ウェーバーによれば、プロテスタントは初めて上記の内容を自己の倫理として内在化させ、職業観念にまで昇華させた点において、それまでの経済性を重視する言説と明確に区別できるとする。（出典）ウェーバー、M. (1989). 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳、岩波書店、第一章参照
- 30 デュルケム、E. は宗教を「著しく社会的なもの」とし、宗教表象を集成的実在を表す集合表象として論じている。デュルケムは、その当該集団内部において個々のアクターは同一文明の客観的時間（歴史）を共有し、個人的存在と社会的存在とに内在化されるとする。そして古代から人間の集団における信念、道徳、儀礼などの「連帯的な体系」の構築を司ってきたシステムとして宗教を挙げ、それが歴史的に持つ意味について議論している。これはウェーバーの議論を更に進め、宗教が社会に共有される通念の重要な形成要因の一つである事を明確化し、社会アイデンティティの議論への道筋を付けたものと言えるであろう（デュルケム 1975：24-32）。パーソンズはウェーバーとデュルケムの議論を受け「制度化」に言及し、一般に「宗教」と呼ばれるものを、人間がおかれた条件のもとで選択を行う際に、その選好の方向性を規定する要素とする。そして世俗化について、宗教が何かしらの超越的実体と現世的なものとの緊張関係の中にある場合、宗教の超越性が現世的な要素との関係の中で「制度化」されていく事だと主張する（パーソンズ 2002：129-134）。

[論 説]

この議論ではウェーバーやデュルケムと比較して、社会におけるよりシステムティックなアクターと宗教の関係が論じられていると言えよう。

- 31 トルコ革命後のアタチュルクによる一連の改革はケマリズム (Kemalism) と呼ばれ、トルコ・ナショナリズムとイスラームの両立を否定し、“トルコ人”としての歴史、民族性、そして共和国への帰属意識を宗教に優越させた (Cetinsaya 1999 : 361–362)。この改革では近代西洋的な世俗権力のイニシアティブに従順な宗教勢力を求めたのである (Yavus 1997 : 65)。
- 32 Eligur, B. (2010) *The Mobilization of Political Islam in Turkey*, New York: Cambridge University Press, pp. 189–197.
- 33 トルコでは 2002 年に AKP が選挙にて勝利し、約 10 年ぶりに単独与党となった。またパレスチナ自治政府ガザ地区のハマース (Hamas) も 2006 年に公正な選挙によって過半数を獲得している。そのほか、1991 年のアルジェリアの FIS、チュニジアのアン=ナハダ運動の動向が注目できよう。しかし彼らに対する欧米の評価は過激な原理主義派のイメージと重なり芳しくない。FIS はクーデターにて倒され、ハマースはイスラエルとの闘争を繰り返しており、結果として民主化の進展が大幅に後退するという双方にとっての悪循環が起きていると言える。
- 34 1980 年代のトルコにおける経済開放政策は新興エリートの登場を促進し、それに伴うモラルの低下はイスラーム的価値観を彼らと結合させる効果があったと論じられている。これらは物質的な価値観の過度の進展に、彼らの文化体系 (イスラーム) の価値観で反応したものであり、イスラームの特殊性ではないと思われる。(出典) Onis, Z. (1997) “The Political Economy of Islamic Resurgence in Turkey: The Rise of Welfare Party in Perspective.” *Third World Quarterly*, Vol. 18, No. 4, pp. 749–753.
- 35 アラブの春におけるエジプト革命では、エジプトの変革と尊厳の回復を求める声が圧倒的多数であったとされる (長沢 2011 : 23–27)。国民の帰属意識が第一に国家である事を明確に示していると言えよう。ただ、かつての「アラブ連合共和国」の崩壊の時点で、既に国益が大義より優先されていた事が伺えるのである。(ローガン 2013 : 下巻 72–75)。
- 36 例えばウェーバーはあくまで宗教規範と態度が、その社会に存在するアクターにおける世俗の日常労働などの行動に与えた“影響”について論じているに過ぎない。実際に現在の「資本主義精神に充たされた人々」は宗教に無関心であると述べられている (ウェーバー 1989 : 78–81)。
- 37 テイラーは、多文化主義 (Multiculturalism) の時代におけるアイデンティティは他者からの承認 (recognition)、不在 (absence)、誤認識 (misrecognition) によって形成さ

- れるとする。特に誤認識を取り除く事が抑圧を招く事に注目し、社会に承認される事の政治における重要性を説いている。(出典) Taylor, C. (1994) "The Politics of Recognition," in Taylor, C. and Appiah, K. A. Eds., *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, pp. 24–73.
- 38 三浦は「ライシテ」について、「国教を立てる事を禁じ」、「既成宗教から独立した国家」によって「宗教間の平等ならびに宗教の自由」を保障する「宗教共存の原理」及び制度と定義付けている。(出典) ボベロ, J. (2009) 『フランスにおける脱宗教性の歴史』三浦信孝・伊達聖伸訳、白水社、pp. 9–10.
- 39 ボベロはルイ 14 世の時代から現代までの、フランス社会における宗教の存在感の変化について考察を行っている。同様に、1905 年の政教分離法から 2005 年のスカーフ論議に至るまでのフランスにおける宗教と世俗政府との関係性の変化に推移に関しては、レモン, R. の『政教分離を問いなおす—EU とムスリムのはざま』が詳しい。
- 40 ゴーシェは宗教から脱出すると同時に、現在の状況に適する宗教を考案する「宗教の再発明」を並行して考えている。また、神から自律した個人は民主主義化において、「一般意思」への参加を通じて再び統合されるとする(ゴーシェの議論は多くをルソーにおいて)。(出典) ゴーシェ, M. (2010) 『民主主義と宗教』伊達聖伸・藤田尚志訳、トランスビュー、pp. 45–47, 92–94.
- 41 「ニュートラルな民主主義」内部において、「…信仰は、さまざまな選択肢が入り乱れた領野のなかにあるものとしか考えられ」ず、これは共和国の運営が「いかなる信仰からも解放され」るに至ったのであるが、同時に総ての価値観が上下関係のない、相関関係になった事を意味しているとされる。(出典) 同書、pp. 112–115.
- 42 これは自由主義に宗教が融合した事を示しているとする。(出典) 同書、pp. 141–145.
- 43 ボベロは『世界のなかのライシテ』において、「反教権主義は普遍的であり、なぜならば「聖俗の管理統制はつねに異議申し立てを引き起こす」からであるとしている。そしてこの反教権主義が「政治と宗教のつながりに異議申し立てをするとき、それはライシテの主体となる」と述べている(ボベロ 2014 : 13–14)。スポンヴィル, A. は無神論者の立場から「神」と「宗教」を分離し、後者について社会における「共同性」としての役割を重要視する。人間にとり「共同性」が不可欠であるとするなら、そこに「宗教」が関係する以上、それらは不可欠ではないが社会にとって重要な意味を成すものであると論じている(スポンヴィル 2009 : 10–17)。
- 44 松浦はロベスピエールにとりキリスト教教義の一部は少なくとも「道徳的諸観念」を支える「崇高で感動的な教義」であったとする。後の「最高存在」の観念はそれら教義を革命の「神」として純化し、習俗の革命の教化の一環として活用されたと



[論 説]

指摘する。(出典) 松浦義弘(1988)「ロベスピエールと最高存在の祭典」『史學雜誌』第97巻第1号、pp. 8-10.

- 45 ベラーは、正統カリフ時代を通じた征服という時代状況により部族的「家父長」制が聖典解釈に流入した事、「必要悪」としての政治権力への消極的な認識により国家と対する「市民観念」が構築できなかった事を、「社会的下部構造」の未成熟性として挙げている。(ベラー 1973 : 320-322)
- 46 彼らエリート層が西欧型の教育を受けていた事、また石油など地下資源による富を獲得した事などから、ナショナリズム的な色彩を帯びた運動へと変遷したと論じられている。(出典) Burgat, and Dowell. (1993). pp. 42-46.
- 47 Roy はパキスタン、サウジアラビア、ムスリム同胞団を例外として挙げ、共に国民と国家の不在による脆弱性を主張する。加えてイランを事例として、たとえ政府がイスラーム的であっても、自由な信仰を権力から守ろうとする運動は世俗主義的であると(出典) Roy, O. (2004) *Globalized Islam: The search for a new ummah*, New York: Columbia University Press, pp. 62-67 ; 91-92.
- 48 政治的には親イスラーム政党、経済的には新興の独立系企業集団、社会的にはギュレンなど非ウラマーのイスラーム解釈者や高学歴の若年層によるイスラーム価値観の尊重などがその要素として論じられている。(出典) Yavuz, M. H. (2003) *Islamic Political Identity in Turkey*, New York: Oxford University Press, pp. 6-8.
- 49 Yavuz の議論と共通して、両者が事例対象国としているのは共にトルコである(Eligur 2010 : 2-13)。
- 50 ゴーシェ (2010), pp. 148-150.
- 51 福富満久 (2011) 『中東・北アフリカの体制崩壊と民主化—MENA 市民革命のゆくえ』岩波書店、pp. 33-35.
- 52 福富は数量データ及びゲーム理論を用いた議論を展開している。(出典) 同書「第三章 地域の何が民主化を阻んできたのか」参照
- 53 同書、pp. 76-79.
- 54 Dahl, R. (1971) *Polyarchy: Participation and Opposition*, London: Yale university Press, pp. 5-9.
- 55 Ibid., (1971). pp. 10-16.
- 56 ダールは民主主義 (democracy) について、多くの問題を抱えながらも、現状において最も優れた政治体制である理由として 10 項目を提示している。(出典) Dahl, R. (2000). "On Democracy". Yale university Press: London, pp. 60.
- 57 ルソーの議論とは、自然状態から脱し自己保存を図る為に、各構成員が「結合」して「自己をそのあらゆる権利とともに共同体全体に譲り渡」し「一般意志の最高指

- 揮のもと」に入るが、それらは公共と個人の契約行為であると同時に、自分自身のとの契約という「二重の関係」から成り立つというものである。公的な市民としての行動と、私的な個人としての行動が同時に内在化される特異とも言える思考構造を持っていると言えよう。(ルソー 1966 : 241-243)。
- 58 ダールは民主主義がもたらす望ましい結果として「暴政の回避」、「基本的権利」、「自己の表出」、「人間の開発」などを挙げている。これらは再び遡及して民主主義の維持と発展を支える要素であると考えられる。(Dahl 2000 : 45)。
- 59 詳細に関しては次の文献の当該箇所を参照の事。(Dahl 1971 : 4)。
- 60 本稿では名目 GDP と国民 1 人あたり (per capital) の GDP の両方の成長率について扱う事とする。
- 61 ここにあげたファクター以外に、例えば「人権規範の浸透」、「投票率」、「マス・メディアにおける表現の自由度」などが挙げられるであろう。
- 62 シュムペーター, J. A. (1995)『新装版 資本主義・社会主義・民主主義』中山伊知郎、東畑精一訳、東洋経済新報社、pp. 463-464.
- 63 トッド, E.・クルバーシュ, Y. (2008)『文明の接近—「イスラーム vs 西洋」の虚構』石崎晴己訳、藤原書店、pp. 28-40.
- 64 この問題は教育など広範なフィールドで注視されている。“Malala Yousafzai Nobel Peace Prize win reaction speech”. *BBC News World*. October 10, 2014. (<http://www.bbc.com/news/world-29575321>) (2014 年 10 月 18 日閲覧)
- 65 Table や Figure 上では The World Bank に従い、“West Bank and Gaza”と表記している。
- 66 世界銀行による MENA Region の定義では、更にジブチ、イスラエル、マルタが含まれている。本稿においてこの 3 カ国を事例対象国から除いた理由として、ジブチはソマリアに近く、MENA 地域に分類されているものの、むしろ東アフリカ地域に属する要素が強い事、イスラエルとマルタはムスリムが国内にて少数派である事が挙げられる。なお日本はパレスチナを正式な国家として承認していないが、国連加盟国の過半数が国家承認をしている事を考慮し、事実上の国家として扱う事とした。(出典) Permanent Observer Mission of Palestine to the United Nations New York HP. (<http://palestineun.org/>) (2014 年 10 月 25 日閲覧)
- 67 [https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por\\_global.open\\_file?p\\_doc\\_id=1034](https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por_global.open_file?p_doc_id=1034) (2014 年 10 月 20 日閲覧)
- 68 <http://www.uis.unesco.org/Education/Documents/literacy-statistics-trends-1985-2015.pdf> (2014 年 10 月 22 日閲覧)
- 69 The World Bank HP ([www.worldbank.org/](http://www.worldbank.org/)) (2014 年 10 月 22 日閲覧)

- 70 Inter-Parliamentary Union HP (<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>) (2014 年 10 月 17 日閲覧)
- 71 福富によれば、チュニジアはフランス保護領からの独立の際に、ブルキバ大統領のイニシアティブで「チュニジア人に国民意識を自覚させ」て、「国民国家の建設を担わせる」方針を採用し、共和国への変革を推し進めた歴史的経緯が存在する。他方でベンアリ政権時代に警察国家化が進展し、19 世紀のドイツに似た「大統領に強大な権力が委任され」、権力分立や政教分離などの制度が曖昧な国家が誕生したとする。以上から、チュニジア国民に共和的思考が形成されつつも、それを支える国家システムが未発達である現状が考察でき、本稿 Table1 の検証にもそれが現れていると考えられる。(出典) 福富、前掲書、pp. 91, 125-126。
- 72 現在アラビア半島の各王国は地域協力機構である Cooperation Council for the Arab States of the Gulf (GCC) を結成している。それらはアラビア半島における OPEC メンバーにはほぼ符合している。参加国はバハレーン、クウェート、カタール、サウジアラビア、UAE、オマーンである。本稿では「湾岸諸国」とも表記する。(出典) GCC HP (<http://www.gcc-sg.org/eng/index.html>) (2014 年 10 月 19 日閲覧)
- 73 本稿においてはバハレーン、オマーンを除く GCC 諸国とアルジェリア、イラン、イラク、リビアを指す。(出典) OPEC HP ([http://www.opec.org/opec\\_web/en/](http://www.opec.org/opec_web/en/)) (2014 年 10 月 20 日閲覧)
- 74 ここではエジプトの事例を示す。(出典) Gelvin, J. L. (2012) *The Arab Uprisings: What Everyone Needs to Know*, New York: Oxford University press, pp. 14.
- 75 教育政策はブルキバ政権における、近代化政策の要の 1 つであった。(出典) 福富、前掲書、pp. 92-94.
- 76 北から順に、クウェート 336.9 万人、バハレーン 133.2 万人、カタール 216.9 万人、UAE 934.6 万人、オマーン 363.2 万人であり、何れも 1000 万人以下の人的リソースに乏しい国家群である。(出典) The World Bank HP (2014 年 10 月 22 日閲覧)
- 77 イラン 7745 万人、サウジアラビア 2883 万人である。サウジアラビアは国土の面積に比べて人口は少ない部類に入る。(出典) Ibid. (2014 年 10 月 22 日閲覧)
- 78 Beblawi, H. と Luciani, G. は湾岸産油国に代表される、石油資源の輸出などによる非課税の収入であるレント (不労所得の意) により運営される「レントイア国家」について、国家収入の圧倒的な割合 (40% 以上) を石油や海外からの資源に由来している国家として定義している。この様な国家では、強固な国内産業セクターが発達する事なくレントに依存した経済運営がなされ、またこのレントの生産に携る少数の者以外は、一方的に富の配分を受けるだけのレントイア・エコノミーの構造が形成されるとする。Beblawi は、国家がレントの受け皿として機能している事から、

これらの国家群にとりレントは経済分野ではなく“social function”として把握するべきであると主張している。(出典) Beblawi, H and Luciani, G. Eds. (1987) *The Rentier State*, London: Croom Helm, pp. 50–53.

- 79 福富は The Fund for Peace と Foreign Policy 誌が発表している破綻国家指数 (The Fragile States Index: FSI) と、British Petroleum (BP) による石油生産国 49 カ国との相関関係を調査し、石油産出量と FSI の間に直接の相関関係は見られなかったものの、日量生産 200 万バレル以下の生産国において FSI の数値が高くなっている事を指摘している。この事は、国家の経済と行政サービスによる支出の殆どを石油収入に依存する国家では、資源価格の変動などの外部要因がそのまま国家の不安定要素として反響する脆弱性を仮説立てるとしている。(出典) 福富満久 (2014) 『国際平和論』 岩波書店、pp. 96–98.
- 80 君主の地位をめぐる交渉により王朝家系の中で政府の主要ポストの配分がなされ、政府内の安定が維持される国家システムを指す。これは現国王の息子が必ずしも後継者とはならない近現代の湾岸諸国に見られる特徴である (松尾 2010)。
- 81 “Tunisia election: Guide to what's at stake”. *BBC News*. October 24, 2014. (<http://www.bbc.com/news/world-africa-29738214>) (2014 年 10 月 26 日閲覧)
- 82 トルコでは 1980 年代に「トルコ・イスラーム総合 (Turkish-Islamic Synthesis: TIS)」の概念が構築された。これは 70 年代における極左右の対立による国内の混乱を收拾する為にオスマン朝由来のイスラームとトルコ・ナショナリズムの共通性に注目した “Islamic nationalism” が新たな国民意識の紐帯と認識され、80 年クーデターの際に TIS として体系化されたものである。以後、90 年代に至るまで TIS はトルコ政治の思想的基盤となり、特に親イスラーム政党の活動を正当化する概念として活用された。これは親イスラーム派と世俗派の軍部の間における妥協点の 1 つとして注目できるであろう。(Yavus 2003 : 69–74)。
- 83 チュニジアの経済は天然ガスや石油関連企業が支配し、またヨーロッパからの投資などでまかなわれているなど、外部の市場動向に脆弱な面がある。その点についてはトルコと対象をなしており、今後の研究において明らかにしていきたいと考えている (福富 2011 : 107–108)。
- 84 福富、前掲書、pp. 78.